

第 11 日目（12 月 20 日）

○議 長（関 常幸君） おはようございます。傍聴者の皆さん、早朝よりご苦労さまです。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は 26 名であります。これから本日の会議を開きます。なお、病院事業管理者から欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

〔午前 9 時 30 分〕

○議 長 本日の日程はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第 1、平成 25 年請願第 5 号 免税軽油制度の継続を求める請願、日程第 2、平成 25 年請願第 6 号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める請願、日程第 3、平成 25 年陳情第 2 号 「年齢計算ニ関スル法律」の改正についての意見書の提出を求める陳情、以上 3 件を一括議題といたします。

3 件について総務文教委員長・佐藤 剛君の審査報告を求めます。

○佐藤総務文教委員長 おはようございます。平成 25 年 12 月 10 日に総務文教委員会に付託されました事件の審査の結果を報告させていただきます。総務文教委員会に付託された事件につきましては、平成 25 年 12 月 16 日に審査した結果、次のとおり決定いたしましたので報告をいたします。

まず平成 25 年請願第 5 号 免税軽油制度の継続を求める請願は、審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。委員会では紹介議員の林議員から補足説明をいただきました。その後質疑、各委員の意見を求めました。質疑につきましては索道関係以外でのこの制度継続を求める活動状況、そしてまた求める制度継続の期間、索道事業の事業者のこの制度の PR といいますかそういう観点、そしてまたシーズンパス等の還元等のそういうような部分の質疑がありました。その後、各委員の意見を求めました。意見なしということでありましたので、結果といたしましては、全員賛成で採択すべきものと決定をいたしました。

次に平成 25 年請願第 6 号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める請願につきましては、紹介議員の中沢一博議員から補足説明をいただき、その後質疑、各委員の意見を求めました。質疑につきましては、軽減を求める時期、そしてまた新聞社としての取り組みの有無等の質疑がありました。意見につきましては反対意見としまして、反対者は増税ということだけでなくほかの道を選択するという立場から、増税に賛成して自分たちだけ減税というのは勝手な言い分であるという反対意見でありました。賛成意見としては、子どもたちがネットなどに流れる中で読む力をつける機会を保つという意味からも、軽減税率を適用すべきという意見がありました。その後、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決定しました。

次に平成 25 年陳情第 2 号「年齢計算ニ関スル法律」の改正についての意見書を求める陳情についてでありますけれども、その陳情内容からはかえって混乱を起こす、現状からは大きな問題になる等の意見がありました。採決の結果、賛成者なしで不採択とすべきものと決定をいたしました。以上です。

○議 長 3 件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

12 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 請願第 5 号についての質問をいたします。「パス券等」という言葉が今出たのですけれども、どういったことが出たのか。パス券等リフト券のことについて委員会で出たということですので、どういうことが出たかちょっとお聞かせください。

○佐藤総務文教委員長 この質疑者につきましては、免税軽油制度の継続というのは、この地域の中ではしていかなければならない。だけれども、索道事業者のほうもこういう制度の中で索道事業が成り立っているのだという PR もしていかなければならないだろう。それがこういう制度を継続する後押しになる。その一方で索道事業者のほうも、例えばシーズンパス等の還元ですか、そういう方向も考えていってスキーヤーとかそういう理解も得ながら、事業継続のほうに話を持っていったほうがいいのではないかという質疑、意見でありました。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 平成 25 年請願第 5 号 免税軽油制度の継続を求める請願に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成 25 年請願第 5 号 免税軽油制度の継続を求める請願、本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、平成 25 年請願第 5 号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

○議 長 平成 25 年請願第 6 号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める請願に対する討論を行います。

まず、本請願に反対者の発言を許します。18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私は請願第 6 号について反対の立場での討論に参加させていただきます。きょうは販売店の皆さん方が大勢いらっしゃいますけれども、私は販売店事業を否定する立場での発言ではございません。この内容を見せていただくと非常に景気が大変になると、あるいは国民にとって増税は大変な痛手であるということは、文面で私は察してとることができますが、消費税の内容を委員会等でも私は質問いたしました。

そうした中で 8% の増税を容認し、10% の消費税増税時に軽減税率を求めるという補足説明がありました。私は 8% の増税についても反対の立場であります。8% を容認することによって、以前 3% が 5% になったときのような大変な景気の落ち込みが来てしまうというこ

とが懸念されるからであります。そうした中で私は消費税増税に頼らないでこういったことが可能ではないかという考えも持っているのですが、直接ここでは関係ございませんので、後段の意見書の段階で反対討論の中でそのお話はさせていただきます。

私は新聞業界と申しましょうか、メディアに対して1つ注文がございます。今回の秘密保護に関する法案に対しては、非常に積極的な報道をされまして、ここにもありますように立場を明快にした不安を報道されました。しかし、消費税に対しては一貫して容認の立場での報道でありまして、その法案がこの4月に実施されるということが決定しているわけでありまして、その決定に当たってこの請願は、軽減税率をお願いしたいとこういうふうに素直にとる内容だと思うのです。私はやはり消費税増税を容認して、そして新聞の販売価格だと思うのですけれども、それに軽減税率をしていただきたいというお話だと思います。

新聞は3,000円ちょっとだと私は思うのですけれども、その3%で90円ですよ。90円を値上げする、しないの問題を問うているのであるとするならば、まだまだ内容が浅いと思います。販売店さんの苦勞もわかりますけれども、販売事業自体には消費税はかかります。そして、そこに関連する輸送代、運賃、ガソリン、人件費あるいはもっと本社であるところの編集業務とか印刷、そうしてそれらに対しては消費税がかかるわけでありまして、そうしますと値上げをせざるを得ないというのは、周知のことではないかなと感じます。

私はそうではなくて、消費税を容認したがために新聞は上げなければならないというところが、やはり率直にもう少し説明があつてしかるべきだと思っています。軽減税率を果たしたからといって消費税が、あるいは新聞代を上げなくて済むという問題にはならないと思っております。

消費税というものは、今、新聞代の90円という問題ではなく、消費全体に係る問題でありまして、消費税の一番悪いところは、所得の少ない人ほど負担が重くなるという逆進性があるわけでありまして、それらを解決するには、消費税は非常にそういう人たちにとっては悪法であるという立場で私は発言するところであります。

今1つつけ加えますれば、消費税自体、事業者の問題をひとつとってみますと、一般の所得税あるいは法人税というのは、利益があつたところから税金を納めるわけでありまして、消費税というのはそうではなくて、売り上げに対して消費税がかかるということでありまして、もうけがなくても納めなければならないと、こういった税制であります。販売店の皆さん方も、また、そういった類いの弱い業者の方々も、そういった点では消費税というのは非常に大変な事態を招くという立場での私は反対でございます。

そういう点で、私はこの法案にはもとの話に欠陥があるという立場で、軽減税率のみで改善できる問題ではないというところで反対の立場での討論であります。以上です。

○議 長 次に本請願に賛成者の発言を許します。10番・林 茂男君。

○林 茂男君 改めましておはようございます。新聞への消費税の軽減税率適用を求める請願に賛成の立場で発言させていただきます。前の反対の方の意見も拝聴いたしました。私、いろいろなところでの消費税の問題をここで取り沙汰すつもりはありませんけれども、

本請願の趣旨は非常によくわかるつもりであります。先ほど委員会の報告を委員長さんからお聞きいたしました。読む力をつけるべきという質疑があったということではありますが、私も同感でありまして、自分のことで顧みますと、高校時代に社会の問題等に目覚めたまだ本当に若気のころであります、そのころ学校の恩師の先生に、一体どんな本を読めばいろいろなことがわかるのでしょうか、教えてほしい、なんて話をしたことがありました。そのときに恩師の先生は、いろいろな本はあるけれども、新聞を隅々まで読みなさい、ということを行いました。そのときはちんぷんかんぷんのところもありましたが、その後、今に至るまで新聞は大好きでありまして、この中からどれほど自分が得たものが多かっただろうかと思えます。多分この議場の皆さんもそういうふうにいると思えますし、特に今の子どもたちについては、そういったことを本当に力強く言っていきたいと思うところであります。

あれだけの情報量が含まれているそういう書き物を、これだけ料金の値上げをすることを抑えつつ、安価に国民の多くに届けていただいているこの新聞という制度、世界的に見ても各戸に新聞が配達されるというのは日本の特徴的なことだそうであります。これらをやはり可能にしていることは、私は新聞の今の値段の低さ、そしてそれに携わる皆さんの情熱、特に勤労学生等につきましても、非常に大きな自分の学資の糧になっているわけであります。

私は新聞離れが進んでいるという世の中で、新聞こそが今の日本人の精神性とか、そして物に対する考え方の真摯さとか、そういったものに影響していると思っております。いろいろなものがありますが、今回、新聞の軽減税率を求め、そういう1点でここに書かれているわけでありまして、このことに我々は真摯に立ち向かって、上げるべきではないという判断をしたということについて私は賛成をさせていただきたいと思えます。議場の皆様の賛同を得たくお願い申し上げます。どうぞよろしく申し上げます。

○議 長 次に本請願に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に本請願に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成25年請願第6号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める請願、本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願は委員長の報告とおりに決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、平成25年請願第6号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

○議 長 平成25年陳情第2号 「年齢計算ニ関スル法律」の改正についての意見書

の提出を求める陳情に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成 25 年陳情第 2 号 「年齢計算ニ関スル法律」の改正についての意見書の提出を求める陳情、本陳情に対する委員長の報告は不採択です。よって、本陳情は原案についてお諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

起立なし。よって、平成 25 年陳情第 2 号は不採択とすることに決定しました。

○議 長 日程第 4、平成 25 年請願第 8 号 T P P 交渉における重要 5 品目等の聖域確保の請願を議題といたします。

産業建設委員長・小澤 実君の審査報告を求めます。産業建設委員長・小澤 実君。

○小澤産業建設委員長 おはようございます。産業建設委員会に付託されました請願第 8 号につきましては、平成 25 年 12 月 10 日に付託されました。そして審査日につきましては 12 月 16 日に審査をいたしました。紹介議員、鈴木議員より説明を受けました。そして質問を受けましたが、紹介議員に対する質問はありませんでした。その後委員全員より意見をもらい全員賛成でありました。そして採決に移りまして採択すべきものと決しました。以上です。

○議 長 産業建設委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成 25 年請願第 8 号 T P P 交渉における重要 5 品目等の聖域確保の請願、本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、平成 25 年請願第 8 号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定し

ました。

○議長 長 日程第5、第103号議案 道の駅南魚沼の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 それでは第103号議案 道の駅南魚沼の指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。

指定管理施設の名称は「道の駅南魚沼」であります。指定管理者に指定する団体は一般社団法人南魚沼市観光協会であります。指定の期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間です。指定管理者の候補団体の選定経過についてご説明をいたします。

南魚沼市観光協会は平成25年4月に道の駅南魚沼にあります今泉記念館に事務室を移転し、市全体の観光情報の発信と誘客推進を行ってまいりました。観光交流の拠点施設である道の駅を管理運営するに当たっては、施設の性格や観光情報の発信という施設設置の目的から、他の観光施設との連携を積極的に行うことができる南魚沼市観光協会が適任であります。観光協会の本来業務との相乗効果も期待できることから、南魚沼市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第4条第3号によりまして、今回の指定に当たりましては、指定管理者の候補者として公募によらないで指名による選定とするものであります。

平成25年、今年11月21日に南魚沼市公の施設の指定管理者選定審議会に指定管理者の選定について諮問をいたしまして、審査の結果の答申を受け、南魚沼市観光協会を指定管理者の候補団体として決定しまして今回の提案に至ったものでございます。

次に資料に基づきまして、指定管理者の候補団体の道の駅南魚沼の事業計画及び収支計画についてご説明をいたします。4ページには団体の概要、5ページから7ページには管理の基本方針、施設の概要、施設の利用計画などが記載されております。管理する施設は、今泉記念館、憩いの広場、駐車場、緑地となっております。当該施設の管理に当たりましては、市及び広域観光圏における観光交流の拠点として、民間のノウハウを生かして多様な地域情報、観光情報を積極的に受発信し、市民と観光客との交流促進を図って観光振興に資する計画となっております。

8ページ以降につきましては、収支計画が記載されております。収支計画でございますが、収入はアートステーションの入り込みを4,000人、観覧料200万円と見込んでおりますし、指定管理の受託料を3,770万円ほどと見込んでおります。支出は管理する職員4人分の人件費を含んで合計で4,020万円ほどの計画となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長 長 質疑を行います。20番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 何点か質問させていただきます。まず、いわゆる市が直営でやっていたものを指定管理者にお任せするという、管理を委託する内容である契約であります。今回、臨時職員の原澤さんが不幸な事故でお亡くなりになりました。管理内容がどうであったか、これについてやはり一応確認をしておかないと、なかなか賛成をしてほしいといっても難し

い問題が現時点ではあろうかと思っております。

そういうことで質問させていただきたいのですが、今回の作業については軽微であったと推測をするわけでございますが、2メートルぐらいの上のところで作業をしていて落ちてしまって、頭を打ってその損傷によってお亡くなりになった。このような作業については日常行われていたのか、それはどういう管理のもとに行われていたのか、作業指揮命令というのがちゃんとあったのかどうか。それから、このような作業をする場合は、普通の民間企業であれば作業標準等がありますし、当然危ないという判断があれば安全衛生委員会等で指摘を受け改善をしていくという、そういう日常作業の中で改善作業が進んでいるというように捉えるのですけれども、市役所の場合にはこうした作業について作業標準であるとか、あるいは指示書、誰が指示書を出すのか、判断するのか、そういった決まりがあるのかどうか。いわゆる現在の管理状況についてです。

2番目は不幸にもお亡くなりになったわけですが、労災の適用というのはまず第一に我々も思いつくところです。労災が適用になるかどうかということについて、やはり警察の捜査が入ると思います。そこでやはり問題になってくるのは、過失責任ということになると思いますが、そこら辺の動きがあるのかどうか。

3点目、今後このような事故がないように、対策についてどのように——16日だったですか、朝、総務部長から説明ありましたが、今後このようなことが起こらないようにしっかりと管理してまいりますという内容であったかと思いますが、その内容とはどのようなものなのか、もう少し具体的に説明してください。こうした公共施設の管理というものがしっかりできていない中で、はい、どうぞお任せします、というわけにはいかないだろうと、私もこれは気がついたところでありまして。

もう1つ人件費ですが、これまでの実績によりまして——これも合併してから平成18年ですが調査をさせていただきました。市役所職員が担当していたということで、結構高い人件費になっているのです。平成23年実績で言いますと1,300万円、多いときで1,500万円ということもありました。今回1,300万円です。この金額について内容説明は、基本給約1,100万円、勤勉手当91万5,000円、超勤通勤手当が43万1,000円、4人分であると。結局今まで市役所職員で対応していた分がそっくり移行するという内容ではないのですか、これは。

指定管理者を使うメリットというのは、民間のノウハウを入れて、よりやはり市民のための施設というような市民サービスを行っていくことが1つありますし、もう1つは費用削減であります。この人件費の内容について説明をいただきたい。

もう1つは、指定管理料総額の問題であります。今泉博物館としてこれまで——今は記念館ですが、これを管理するための支出、データですと少ないときで2,700万円、多いときで3,300万円、これは平成18年から平成23年までの実績であります。どうして指定管理者になるということで3,800万円弱に増えるのでしょうか。指定管理者制度を採用するという1つの大きな目的である費用削減というのは、これについては全く考慮されていない

など、単純にこの数字から見てそう思うわけです。以上大枠で3項目質問をいたします。お答えください。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 ご質問のまず1点目、管理内容といいますか作業のマニュアル的なもの、安全指導ということだと思いますが、今回の事故に関しまして、今まであそこの管理をするに当たっては作業マニュアルというものを当然つくってございます。1年の中でどういう作業をするのか、していくのかという部分で作業マニュアルというものがあります。その中に当然施設の点検そういった部分は含まれております。

ただ、具体的に作業を始める前に、こういうことを気をつけてやりましょうとかという個々具体的なマニュアルそういったものは、作業を始めるに当たっては安全配慮という部分は当然でございますので、作業内容こういったものを1年間やっていくという形での作業マニュアルであるということでございます。どういう原因で落下という事故になったのかの説明でございますけれども、点検作業の中に入っていた作業内容であります。

それから、2番目の労災ということでございますが、今のところ市の臨時職員ということでございますので、基金のほうに公務中の公務災害ということでの申請を上げさせてもらっているところでございます。

今後の事故対策という部分でございますが、これを反省しまして指定管理になった場合でも当然安全配慮ということでさせていただきたいと思いますが、なかなか作業の内容といいますか軽微な作業という部分で、どうしても配慮がそこまで至らなかったという部分も、これからは往々にしてあると思っておりますので、その辺はまたいさめていかなければならないと思っております。

それから、人件費の部分でございますが、議員がおっしゃったとおり、これは次の指定管理料総額のところにも反映してくるわけですが、人件費につきましては、今までの体制の市の臨時扱いでやっていたもの、この額をもとに算出してあるものでございます。総額という部分でも指定管理ということにすれば、いわゆる経費の面でも当然効果があるということになっておりますので、確かに管理事業としましては、議員おっしゃったとおり多いときで三千二、三百万円という部分でございます。そのほかにあそこのところを総合案内業務ということで緊急雇用事業で300万円程度、案内の方の人件費分そういったものがそこに含まれておりますし、それから、直営でやっていたということで担当者は市の職員が臨時職員と一緒にやっていたわけですが、その職員分もそちらのほうの人件費で入ることになれば、総額でやはり年間四千四、五百万円かかっていたということになります。その辺では今回総額で4,000万円強ということでございますので、一定の指定管理という部分での委託に出す、指定管理に出すという効果は上がっているものと思っております。以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 今ほどの労災の件と、それから今後の安全確保の件について少し補足をさせていただきます。まず労災の件ですが、いわゆる労働基準監督署と、それから私どものほう



の公務員ですと公務災害ということで、取り扱いが異なっております。原澤さんは非常勤職員ということでございまして、いわゆる現業職でない事務職でございました。そうなりますと労働基準監督署の管轄を外れまして、現在、新潟県市町村総合事務組合のほうで、皆様方の例えば災害であったときの補償と同じような、災害補償基金という中での対応になることになっております。

したがいまして事故後即、基準監督署のほうへも報告しましたし、警察のいわゆる事故、事件性についての検査はあったものでございます。労働基準監督署からは、事務職であり、公務員であったり調理員であったりするような現業職ではないということで、いわゆる労災の適用ではございませんということで、その後は新潟県市町村総合事務組合のほうの公務災害補償基金での対応をしているところでございます。

それから、今後の安全確保でございますが、市には安全衛生委員会というものを組織してございます。長は副市長がなっております、各部署から安全衛生管理者等々を出すように労働安全衛生法の基準に基づいて、こういった事務であれ、作業であれ、安全確保について対応する委員会というのを構成しております。それに基づきまして現業の部分、それから事務職であれやはり直営の作業はあるわけですが、そういった安全確保については、本来月一が一番望ましいのですけれども、そこまでの頻度は今確保はできていないのですが、衛生委員会を開催しております。それこそ自分たちがいる施設の不備な点、それから現場作業におけるときの注意点、留意点というのはそこで確認し、職員に通知するような形態をとっているところでございます。それはもちろん身体的なことだけではなく、メンタルの面も含めての対応でございます。

その中で今回の事故を受けまして、先般、衛生委員会がございまして、例えば調理部署でいうさっきの作業マニュアルがありますが、そういったところで気をつける保安管理の徹底、それからさらに気を抜かない部分での始める前の対応、朝礼そういったときの懸案についての徹底を、委員の中でまずは議論し、きちんと職員に周知していくような対応をとっていったところでございます。以上、補足でございます。

○議 長 20番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 答弁をいただきました。内容については説明をいただいてわかったところもあるし、わからないところもあるのですけれども、まず本件についてマニュアルがあると、作業標準があるという説明だったのですが、この件についてどういう判断でこの作業をしなればならなかったのか。誰が判断したのですか。作業指示を出した方がいらっしゃるので

すか。  
それから、今後について、始める前にきちんと対応を検討するという話でしたけれども、具体的にどういう作業の場合にはどういう装備でやるべきだと、これはやはり例えば建設業であればかなり細かいだろうと思いますし、また、さまざまなこういう施設を有する製造業、そういった事業者であっても、けがをしないようにどういう装備でやるべきだと、具体的なハード部分のそういう標準というのはちゃんとあるのですか。

あと心配なのが、今回これは今泉記念館ですけれども、ほかの公共施設でどのようにやられているのか。事務職の人がたまたま必要だからここを直そうと、これは必要なことだと思いますけれども、どのように管理されているのか。水平展開でやはり見るべき必要もあるのではないかなとも考えているわけですが、これについての見解をお伺いしたい。

それから、4,000万円から4,500万円かかっていますという話ですが、あっちこっちから集めてくればそういう金額になるかもしれませんが、今までやはり支出として今泉にかかっていたものというのは、データももらいましたけれども3,000万円前後ではないですか。この段になって4,500万円かかったのだと言われても、何とも言えない。もう1回、4,500万円についてかかっていたという資料を出し直してもらいたいと思います。これは行政側からもらった資料ですが、どう判断したらいいのかわからないです。いや、今泉については4,500万円かかっていたのだと、それが3,800万円になるのだと、最初からそういう説明をするべきではないですか。その内容もちゃんと出すべきではないですか。ちょっとわからないのですが、この件については後で4,500万円の内容をお示しください。以上。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず、作業の指示ということでございますが、詳しく話をしますと、玄関の屋根の消パイの水、これを例年ですと玄関前のほうに垂れて流れてくるということで、それをお客さんが入ってくる時に当たらないようにどういうふうな手当をしたらいいかということを考えまして、前の週に業者の皆さんから2点ほど提案というか考え方があったわけです。雨どいをつける、それから、前に来ないようにちょっと盛り上げて、水をそこでせきとめ、脇のほうに流すという方法があったわけです。

前の週に業者の皆さんから、とりあえず様子を見ようということで、せきとめ、玄関前のほうに水が垂れてこないように脇にやるようにという作業を仮にさせていただきました。それを週が明けて実際どんなあんばいになるのかということで、実際水を出して点検作業をしていたということです。その際、屋根の上を見たり、遠くから見たりということで、何回かそれをやっているうちの1つのある時間帯に、そういうことになってしまったということでございます。

したがって、もともとそういった管理といいますか、水がお客さんにかからないように実際の現場の作業をしてもらって、それを点検したということで、誰が指示をしたということではなくて、あそこの職員、市の職員も含めてですけれども、作業が終わったので、では見てみましょうということになったわけです。ですから、当然、仕事のそういった点検作業の中に入っていた業務を行ったということでございます。

それから、今までの管理費用ということでございますが、議員のところにお示しされている資料というのは、多分、いわゆる施設の管理業務という部分であったもののみのデータではなかったかと思われます。当然今回の指定管理に当たっては、案内業務、それは緊急雇用の中でやっていたわけですので、現実的には案内業務も含めて今度は指定管理になれば、その部分も業務として入るわけですが、そういった部分はその資料の中からは欠落して

いたと思われます。したがって、新年度から始まる総合的な案内も含めた管理、あるいは市の職員分の人件費等のデータが落ちていたものと思われますので、その四千四、五百万円という部分での資料については、後ほど提示をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 それこそ作業時の服装等の規定等があるかということでございます。通常事務職でございますと、決まっていた現場へ行って、きょうは路盤をつくる、擁壁の型を組むといったような作業は規定されておきませんので、あることは先ほど言いましたようにいわゆる検査時、それから作業の点検時に行く際に、当然ながらヘルメット、スリッパのわけにいきませんから長靴を履く、足があるときは安全靴のような体勢をとる、一般的な動きの中でのお話です。

それから、現業も、要するにコンクリートぶちをするなどそういった作業は、標準の作業としてはありません。あるのは調理場にあったときは衛生管理をきわめたもの、それから校務員であれば簡単な冬囲い、それから草刈り等がございます。それについては一般的にされるもの、草刈りであれば石が飛んできてもいいように面をかぶる、ヘルメットをかぶる、靴は当然それなりの対応をするということでございますし、運転員は、駐車場内とかの除雪もでございます。そういったときは除雪車に乗るような、いわゆる作業車に乗る服装をつけておるといって、きちんという作業にはこういう服装をしてという規定はございません。以上でございます。

○議 長 20番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 3回目になります。今ほど細かく総務部長のほうから話がありました。ただ、ちょっとお聞きしたかったのは、服装装備と言いましたけれども、装備の中には例えばはしごを使う高所でやる、そういうときにはやはりどういう確認をするのか、あるいは1人でやるべきなのかというところを私は聞いたかったのです。安全靴であるとか、ヘルメットなんて当たり前前で、今回はヘルメットもかぶっていない。

それとあと、業者にやっていただいた作業がきちんとできているかという確認の作業だった。それをやらなければならないという理由はわかりましたけれども、誰がそれを判断して指示を出したのかということについては答えがありません。

あと、4,500万円という中に、10日に審議した大原運動公園なんかは2,000万円ですね。見ているとやはり施設が大幅に拡充される、そういう中での管理費用はどんなものかなど、2,000万円というのは妥当な線かなと思ったわけです。ただ、これについては3,800万円と出ていますけれども、資料的に私が持っているのは、もう3,000万円でしかないのです。

市役所から別の団体に移る、何度も申し上げますけれども指定管理者の目的の中には、やはりかかっていた管理費用を削減するというのが1つの目的であろうと思っております。そうした意味での提案というのは、従来こうした指定管理者を決めますよという議案が出てくるときには、何らかのものがあつたように記憶しております。

そういう中で 4,500 万円という内容については、今後予算を組む中で示していきたいという産業振興部長のお考えですよね。そうであるなら、また、こういう事故があったそういう直後であるなら、この議案について一旦引っ込めたらどうですか。私はそう考えています。でき上がった段階で 2 月でもいいではないですか、臨時議会でも、あるいは 3 月定例会でも間に合うのではないですか。とてもそんなことはできないということですか。何点かありましたけれども、お伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 今、議案を引っ込めたほうが良いというお話であります。何をもちましてそういうご発言が出るのか私はわかりませんが、例えば事故の件ですけれども、まさにある意味不可抗力的な部分でありましたし、今それぞれ述べましたように、誰に責任があるとかそういう問題ではここはありません。結局、三脚を使って上がった。それも、もう 1 人見ていたわけです。ところが、ちょっと目を離した、遠くから見なければならぬということで遠くへ行く、そのときに倒れた。だから原因がわからないのです。それは当然警察も来ましたが、それをもちまして議案を差しかえろとか、提出しないほうが良いという話にはならない。

それから管理費ですか、人件費、一般的に我々がずっと今までは、大体今泉は 4,000 万円から 4,500 万円ぐらいずっとかかっていたということ言っているわけです。さっき部長が触れましたように、ごくの中身になれば緊急雇用で採用した方の給与、それから職員がいたわけですが、職員は大体、年齢もあれですけれども 700 万円から 1,000 万円です。それが追加というかそれは当然入るわけですから、今度はその職員はいらなくなるわけです。それが削減されるということですよ。

内容についてはそごがあったとすれば、またきちんと数字を出しますということをお願いしているわけですので、議案を引っ込めろという話になると、それはとてもここで私がいそうですかというわけにはいかない。それは議長から判断していただくことですが、私たちは提出をさせていただきました。

○議 長 暫時休憩といたします。

[午前 10 時 27 分]

○議 長 休憩を閉じて再開いたします。

[午前 10 時 32 分]

○議 長 12 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 5 ページの施設の駐車場も管理の中に入っているのですけれども、向かって左側は診療所ができたわけで、この時期は 18 時までやっているということです。非常に暗くなってきていて明かりがないということもありまして、またそこでけが等がありますと、市とか施設のいろいろまた絡みの案件も出てきていることでもありますよね。よくけががあるとそういうこともあるので、明かりが必要ではないかなという観点で質問させていただきます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長　ご指摘の診療所部分、ロータリーに行く薬局から先のほうですか、非常に暗いというご指摘はほかの方からもいただいておりますし、そういった声を聞いております。根本的に外灯とかという形になるとまた少し経費の面もありますが、とりあえずあそこに明かりを照らしてという対応をとろうということで、どういう方法がとれるのか。ロータリーの部分を薬局側から照らすのか、診療所側から照らすのか、そんな対応をとりたいと今考えているところです。以上です。

○議　　長　　15番・中沢一博君。

○中沢一博君　支出の予算の人件費の中で、私は一般質問でもちょっとお聞きかせいただきましたけれども、勤勉手当というのがここで計上されております。指定管理者、委託等、市でいろいろの部分で、かなり多くのところで算出されておりますけれども、例えば出ているところと計上されていないところが現実あるわけでございますけれども、勤勉手当という算出方法はどのようにしてされたのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議　　長　　産業振興部長。

○産業振興部長　勤勉手当の部分につきましては、今まで市が直営でやっていたときに、いわゆる臨時職員として勤務してもらっていた部分の算定がございます。その中でこういった手当につきましては、勤務月数で何か月以上勤務したかということである程度1つの基準もございまして、それに準じたような形で今まで計算されていまして。それを指定管理ということでそっくり切るといわけにはいきませんので、それを参考にさせていただいて手当の額を計上しました。それも1つの経費の中にも含めるのだということで計上されたそれを、私どもは収支計画書として受け取らせてもらったということでございます。

○議　　長　　商工観光課長。

○商工観光課長　補足ですけれども、市の臨時職員でありますと勤勉手当の支給はございません。指定管理になることによって市の観光協会の職員に正式に採用していただきたいということで、その話はしてございます。市の観光協会の規定の中に勤勉手当の支給の項目がございますので、市の観光協会の基準にのっとって今回計上させていただきました。

○議　　長　　15番・中沢一博君。

○中沢一博君　市の観光協会の規定にのっとってということでございます。そこで私が確認というかお聞きをしたいのは、いろいろ指定管理を出す部分、また委託を出す部分で、そういう勤勉手当が、今出ている部分と出ていない部分があるわけでありまして。その差というものはどういうようにして規定されているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議　　長　　副市長。

○副市長　これは民間の団体にいわゆる協定をするわけですから。団体のほうでその方を雇っているわけですので、その労働協約の中でやっています。例えばスポーツ振興公社はその給与のルールがあります。それから観光協会は観光協会のルールがあります。ですので、公社と観光協会が一緒かと言われると、それはそれぞれの会社ですので、私どものほうでここはこういう給与体系、ここはこういう給与体系ということをお聞かせいただいていると

ということにはなりません。各会社によって給与体系が違うということと同じだというふうにご理解をいただきたいと存じます。以上です。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 おっしゃるとおりだと思います。委託先でいろいろあってしかりだと思います。その中で、例えばこれは先方が求めなければいいわけでございますけれども、求めた場合、こういうほかのほうは賃金体系になっているならば、これを今後の算出方法の中で加味していかなければいけないのも事実ではないかという形で質問させていただきました。それを認識していただければ結構でございます。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 関連でお聞きしますが、労災には当たらないということでありましたが、この方は多分、以前採用された時点では駅長候補という話もあったかと思うのです。そうすると駅長というのは事務職だけだったのかなという感じを——私はそのことが全然わからなくて今話を聞いていたのですが、職務内容というのは、事務職というところでそういう点検作業とか、脚立にも上ってはならないとか、そういう規制があるのかどうか、ひとつお聞きします。

もう 1 点は労災に当たらないということになると、要するに被災者についてどういった問題、不利な部分があるのか。労災でなくても公務災害で十分救えますよという状況なのか。その辺の説明をやはり受けておかなければならないなと私は思いますが、いかがでしょうか。

それから、駅長職というか指定管理の業務の内容になるのですが、同一敷地内と申しますか地域に、「雪あかり」というまた違った指定された農業団体があるわけでありましたが、それらに付随する駐車場等は管理内容に入り、農協さんが指定管理を受けている部分は違うという感じに私はとってしまったのです。非常に業務内容の分け隔ての部分が非常に難しいと思うのですが、いかがでしょうか。

もう 1 点は根本的な問題ですが、観光協会の事務所がそこに移動したということです。私は常に申し上げているのですけれども、市の観光協会ということは、市全体を網羅するという考え方でありますので、そこでその配下となるべく各観光協会団体が今ありますが、それらとの一元化できちんとした形が見込めるような体制を、今後その委託内容の中に入っているかどうか。いや、従来どおりでいいのだよと、特に雪あかり等々あるいは今泉記念館等をきちんとやってもらえればいいというような感じなのか。その辺ひとつ発展的な部分の話をお聞きしたいなと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 まず労災、公務災というのがあるのですが、地方公務員法の中に規定がございまして、臨時職員、非常勤職員とはいえ、やはり地方公務員法が適用になります。その中で公務災害補償ということで規定されておまして、いわゆる労働基準監督署管轄の労災といわれるものにかわって公務災害補償ということで対応する部分でございます。ですので、どちらがメリットがあるかどうかということではなくて、その人のしている仕事の部分で、

疾病ないし事故にあった場合の補償というものが規定されておる中で対応するものでございます。私の方からは以上です。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 道の駅の直売所と駐車場、また今泉記念館の関係ということで一元化ということですが、直売所については指定管理者がJAしおざわですし、残りの部分についてはこのたび市の観光協会に委託するということですので、それぞれでその部分は管理してもらうということになりますけれども、同じ施設にありますので統一的にできるものについてはやっていただきたいということです。

今もう既に農協さんのほうから、道の駅の緑化について花植え等はやっていただいている部分もありますし、また運営につきましても、たっぼ家さん、または直売の四季味わい館のレシートを持ってくると、今泉記念館のアートステーションが割引になるということもございます。また、そこでやっているイベントについても、一緒にお金を出しながらやっていこうということをやっております。ある程度主体的になるのは今泉記念館ということでやっておりますけれども、道の駅全体の管理運営につきましては、一緒にやっていく部分については一緒にやってきているというのが現状であります。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 今後の方向性といいますか対応、体制ということだと思っておりますが、当然南魚沼市観光協会が一般社団法人化しまして、旧町のそれぞれの団体もその中に入った中で市の観光協会ということでございます。今のご提案は道の駅、今泉それから広場、駐車場等の管理という部分ですが、当然あそこが道の駅として情報の発信、観光誘客に資するという部分でございます。それを管理のみではなくて、管理をしながら市全体の観光誘客等につなげていってもらうということで、冒頭の提案理由の説明でもありましたように、そういうことが観光協会の本来業務と相乗効果があるのではないかとということですし、そういうふうになってもらいたいと思っております。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 第1点目については、駅長は事務職だから労災ではないという説明だったもので、要するに事務職が脚立に上ったから労災ではないということですよ。私は労災というのは、我々一般的に使うには業務時間内、あるいは通勤時間帯これは労災であると思うのですけれども、その辺で事務職と現業職と違うとかという話——それは労災と公務災という違いがちょっと私はわからなかったもので話を聞くのですが、労働者としてみれば同じ時間帯、労災だと考えるのですが、もう少しお聞きします。

それから、それに関連すると雪あかりの部分もやれることはやってもらう、それぞれできることはやってもらうということになりますと、隣の休憩室の雨だれを、雪がたまっているからちょっと引っかけおろしてやろうかなと。それで隣の雪あかりのところでそういう状況あるから、ついでにやってやろうかななんて思ってやったとするならば、そしてもし事故が起きたらどうなるのか。非常にその辺が曖昧ですので、やはりもう少し作業マニュアルとい

うか仕事の範囲というかは、かなりきちんとしておかないと、いざ何か起きたときは問題になるのかなというふうな感じがしましたので、考慮すべきではないかと思います。

次に観光協会のことに将来的な展望をも今後考えていくような話が出ましたけれども、実際市内全体の観光を考えたときに、それぞれが特徴を持って、あるいは努力してきた結果が今の状況だと思うのです。一方的という言い方は申しわけないのですが、雪あかりなり今泉の圏域に観光協会が移るということに対して、ある旧大和町地域の方々は非常に遠くなる、そう当てにできないなという感覚を持って、自分たちは独自に何をしたらいいのかという感じになっていくようであります。この件についてはやはり非常に大きな問題だと思うので、観光協会の事務所が今までは六日町にあったのが今度はそこに移るということでありますので、かなりの配慮が必要かなと感じますが、所見を伺っておきます。

○議 長 市長。

○市 長 最後の点の、観光協会が今泉といいますかあそこに移ったと、これは私がもう今泉記念館を含めたあそこを道の駅化する、あるいは直売所を設ける、この発想のもと、あそこが南魚沼市内の観光はもちろんでありますけれども、それぞれの情報の発信そして受信基地だと、この位置づけであそこを整備させていただいたわけです。当然観光協会の本拠はそこへ移るべしということで私のほうから催促しました。

そして、大和にすれば場所は遠くなった、それは六日町も遠くなりました、塩沢は近くなった。そういうことを申し上げ始めると、もうなかなか施設の統合とかそういうことはできませんので、それで一般社団化したということは、大和の皆さん、六日町の皆さんも塩沢の皆さんも全部そういうことで統一化してやっていこうと。ですから、もう大和の関係の方も理事にみんななっていて、そして理事長を選んだわけです。こういう議論があったが、ああいう議論があったがというのは私も実は聞いておりますが、そのことについては私はその方に申し上げました。そうではないだろうと、一体となってやっていかなければならないのだから遠い、近いではないですよと、やり方ですからということでご納得いただいておりますので、そういう心配はまずいらないというふうに思っております。

○議 長 岡村雅夫君、会議規則にありますように、議題外にわたりまたはその範囲を超えないようお願いしたいと思います。（「範囲なんか超えていない」と叫ぶ者あり）

○議 長 総務部長。

○総務部長 ちょっと言葉足らずで、事務職、現業職というのが先に出てしまいましたので誤解をいただいたのがあるかと思えます。まず災害補償でございますが、一般的に労働基準法に規定されている労働者の災害補償を労災という言い方をします。その労働基準法の特別法として地方公務員法というのがございまして、そこには災害補償ということで公務員に対する災害補償が規定されております。したがって、このたびは非常勤職員の原澤さんは地方公務員法が適用になりますので、地方公務員法上の公務災害補償が適用になるという意味合いでございます。

それともう1つ現業職といいますと、同じ労働基準法、地方公務員法の中で一般事務職と



はまた規定の幅が多くなる部分がございます。それですので、公務災害補償、労務災害補償ということで、同じ公務災害補償の中でも適用が異なる部分がございますので、最初に現業職、事務職といったような意味合いでお話をさせていただいたものでございます。基本的には今ほど申し上げましたように、労働基準法その特別法として私ども公務員に対応する地方公務員法上の災害補償で、通勤に際しても同じでございます。そういった災害、疾病に係る補償を規定しているものに対応しているものでございます。以上でございます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 議長に申し上げます。私は関連していて外れた質問をしているとは感じていないのですが、きちんとその辺の指摘をお願いします。

○議 長 それでは休憩といたします。休憩後の再開は11時10分といたします。

[午前10時53分]

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

[午前11時10分]

○議 長 その前に岡村議員が言われたことに対して、私のほうから話をさせていただきます。第55条、発言内容の制限ということがありまして、「発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならない」私がそのところで感じたものでありますので、注意をしたわけであります。

そしてもう1つ、12月3日の会派代表者会議でも一般質問と質疑のあり方について確認をしたところでありますが、「質疑は、事件に対して疑問点解消のための発言であり、賛成か反対か判断するためであります」ということと、「自己の意見を述べることができない」というのが、会議規則第55条3項であるわけでありまして、お願いをしたいと思います。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 市の施設を指定管理に委託をするということでありまして、その業務についてもお任せをするというのが入っていますので、いただいた資料をもとに4点ほどお伺いしたいのです。まず1番目は、亡くなられた方が駅長候補という部分でありましたけれども、今回、協会と農協という指定管理を受ける団体が2つ出る。あの全体の決裁権、今は多分商工観光課長が駅長代理という職務についていると思いますけれども、決裁権は全て商工観光課長にあるのかというのがまず1点目であります。

それから人件費4人分ということでありましたけれども、4人の人員の仕事内容をどういうふうに捉えたのかということをお聞きしたい。それに付随して、その仕事内容によって、今泉記念館のいわゆるお宝でありますけれども、お宝の保存について向上が見込めるというふうに判断をされているのかということをお伺いしたい。

もう1点はお金に関する問題でありますけれども、鈴木牧之記念館と旧今泉博物館でありますけれども、この2つの施設の維持管理費は年間2,000万円ぐらいだと、これが高額であるから何とかしたいという話が、基本であったらというふうに私は思っております。今回指定管理の委託の中で3,770万円ではありますが、人件費分を引けば2,000万円ぐらいだと

思います。今回牧之記念館については、別に文化スポーツ振興公社のほうに指定管理をするということで分離をしたわけであります。そうすると、本来かかっていた牧之記念館と旧今泉博物館でありますけれども、この維持管理費 2,000 万円のうちから牧之記念館分が外れたわけですから、維持管理費については 2,000 万円を下回っている。そこを見てさらに指定管理を行うことによって、この維持管理費は下がるのだというふうに判断をされたのか。あるいは先ほど申しましたお宝の保存と、こういういろいろな面で人的な補強もせねばならない、そういうところで維持管理費にも少し配慮をして、指定管理料が増額になっているというふうにお考えなのか。以上 4 点をお伺いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1 点目の駅長候補というか人員配置の、道の駅の決済はどうなるのかという部分だと思います。今、観光協会のいわゆる駅長という部分については、商工観光課長ということになっておりますが、指定管理という形で道の駅を管理していただくということで、具体的な人選はこれからになります。当然南魚沼市の観光協会のほうと話をし、そちらのほうでまかっただくというふうにご検討しております。あと人件費と仕事の内容等につきましては、課長のほうから答弁させます。

○商工観光課長 4 人の職務の分担ということですが、1 名につきましては、当然駅長というような職務になろうかと思っておりますけれども、全体を見回した中での全体の統括。1 名につきましては、その補佐及び今泉記念館の下の管理、運営といえますか、情報発信をしておりますけれどもそちらのほうをお願いする。もう 1 名につきましては、学芸員の資格を持っております方で、アートステーションを主に管理してもらおうというようなこと、それから受付業務。もう 1 名は受付業務ということで提示しています。主なものはそうだけれども、ただ単にそれだけということではなくて、今度は市の観光協会と一緒にありますので、ある程度そういう業務もこなしていただきたいと思いますと考えています。以上です。

〔「まだあと 3 番目のお宝のことについて」の声あり〕

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 お宝の向上につきましてですが、こういった形が向上というふうになるかというのは私もよくわかりませんが、これから今泉記念館の棟方志功の作品、また美術品等を展示していくことによって観覧者は増えてくるかと思っています。昨年の 7 月から新たにリニューアルオープンをしたのですが、地域の人に聞くと、余りにも昔のパプアニューギニアの展示というイメージが強くてということです。ずっと宣伝はしておりますけれども、徐々に広まってきておりますので、また観光協会が入ること、宣伝することによって広まっていくものと考えております。以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 経費の面でございますけれども、振興公社から今度は直営に戻してやっておったわけですが、今まで直営でやっていた部分の経費と——先ほどの議論でもありましたけれども、比較しまして、指定管理ということで一体管理もできるという部分で、経費的

にも直営の部分よりは安く済むといたしますか、経費がかからないで済むという判断でございます。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この今泉記念館、道の駅を含めてですけれども、観光交流拠点ということで、観光情報の発信基地という部分の位置づけは非常に大きいわけであります。駅長というものは、今後の人選次第である。については先ほどの答弁の中で4人の人件費の中にその1人を含めて、観光協会のほうに今、人選をお願いしたいという考えでありました。そうすると、観光コンシェルジュという若者を1人ここに置いてあるわけですけれども、彼の立場というのは今度は、この指定管理を行った結果どうなっていくのかという部分をお伺いしたい。

それから、お宝の保存についてでありますけれども、この部分についての答弁はありませんでしたが、池田記念美術館のほうは美術品の所蔵という面については質が高いという表現もありました。この部分についての今泉記念館の中の保存のやり方は、非常に問題があるとありました。そこの部分をどうやって向上するのか。そのために学芸員も入れながらやっていく方向なのかについての答弁がありませんでしたが、いかがでしょうか。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 コンシェルジュを含めてということですが、人選につきましては市の観光協会のほうと話をしている最中ですので、当然今いる方も含めて考えていきたいと考えております。以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 お宝の保存という部分についてでございますが、当然、なかなか当初の段階では保存の状態その辺が問題であるというようなこともありまして、ある程度手を加えているという部分もございますが、学芸員もおりますので、その保存については十分管理する部分において注意を払っていきたいと思います。また、設備的な問題があるようであれば、場合によっては保存の方法、場所等もまた検討していかねばならないというふうに思っておりますが、今の今泉の中で保存をしていくという、今の時点ではそういうことで考えております。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この観光コンシェルジュも含めて、駅長の人選を観光協会へということですが、当初考えていた部分とは、観光コンシェルジュ、あるいは駅長のイメージが変わってきているのではないかと感じております。これは質疑でありますので、このままの内容で観光協会に、今泉記念館、その他の施設を指定管理に出すといっても、今後のやり方云々については3月いっぱいにかけて、相当商工観光課とあるいは社会教育課との話し合いがなされるのであろうというふうに感じております。けれども、何にもましてやはりこのお宝の保存、これには気を使っていただきたいことと、これを見る限りでは、観光協会に新たな助成金というのですか、補助金を出すというふうにとられかねない。そういうところはしっかりと分けて、そうではないという部分がわかるような形での提案が、私は望ましいと

思っておりますが、終わります。

○議 長 22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 今泉記念館、憩いの広場、駐車場、緑地の管理を含めるということですが、昨年ちょっと問題になった要は物販とか、この機会だからこれをきちんと清算したのか。例えば、その物販をやりたいという人がいて何回かやっていたら、もう一方の指定管理の人とここの敷地の物販のほうは、前のほうの指定管理、JAさんの許可がないとできないとかというふうな話だったわけです。例えば、今回こういうふうに憩いの広場、その他全部出していっているわけです。そしてまたこの中でも、6ページにしろ、7ページにしろ、ここの道の駅というか今泉のこれからの使い方について書いてあるわけですが、しっかりとどうやってクリアしたのか。それとも、管理だけは任せるけれど、全然この部分は話をしていないということになると、ちょっと手落ちがあるのではないのかというふうな思いがあるのです。どういうふうな認識でいるのかをお願いします。物販とかそういうところです。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 議員がおっしゃる物販の部分に関しましては、今までいわゆる直売所のほうの管理の関係もありました。今まで話している中では、やはり競合する部分について、なかなかそちらの直売のほうの関心に影響を及ぼすわけにはいかないという部分で、競合しない部分でという方向で話を進めております。当然、実際物販するということになれば、協定の中で市のほうと管理者のほうとで、これは道の駅のほうでございませうけれども、相談をして判断をさせていただくということになるかと思っております。基本的には物販の部分につきましては、競合する部分等も当然出てくるとお思いますので、今の段階では直売所のほうの、いわゆる出店者の協議会といいますか、そちらのほうに加入していただくという方向であります。以上です。

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 そのことを要はこの指定管理者に話しているのかということ。簡単にいえば、観光協会さんとそういうふうな話し合いをきちんとしているのかということをお聞きしたい。

要は、物販は今までこうやっていたのだから、こうしてよ、というふうにしておかないと、またそごも出てくると思うし、逆に私はなるべくイベントができるようにオープンにして、ここが気楽にやっていければというふうな、いろいろな声もあるわけです。そういうふうにしてほしいという思いがあるのですけれど、ただ、これはもう貸す、借りるのときの契約といふかなので、うまく話し合いをしておかないと、あとでまた問題がおきますよという確認をしたかったので、お願いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 この物販の部分につきましては、観光協会さんのほうに、いわゆる物販する場合については市のほうとよく話をした上でということ、あるいは競合する部分とか、そういった部分の話はさせていただいております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。20番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 第103号議案 道の駅南魚沼の指定管理者の指定について、賛成の立場で討論させていただきます。1点まず、言いわけになるかもしれませんが、決して感情的になって質問しているわけではございません。それから、議案の取り下げ、これは実は質問項目にありませんでした。つい口が滑ってしまいました。申しわけありませんでした。

まず、公共施設の指定管理者制度の意義というのは、直営でやるよりも民間の事業者にお任せしたほうがより安価なコストで、市民、住民にとってよりよいサービスが供給できるであろうと、そこが1つの大きな目的であります。そういうことに鑑みれば、私たち議員は、まずそういう視点でこういった提案に対処すべきであろう、そのように考えます。

しかるに、今回のこの議案書の中には、ただいま不幸にも事故があり、お亡くなりになった方もいらっしゃいました。そうした管理上の問題、直近であったものについても、今後はこうしたいという具体的な説明もありませんでした。また、経費については諸議員より質問がありましたけれども、4,500万円かかっていたのだというそれが、3,700万円になる、こうした説明もございませんでした。質問をしなければ、そうした情報は出てこないのか、こういう問題はあるかと思えます。

また一方、議会、この議会はすべからず議案は本会議で審議をされ、即決されます。我々が判断する根拠はあくまで執行部の説明であります。委員会中心主義で、委員会付託が行われていれば、しっかりと委員会で細かい細部まで審議をした上で、議案をどうするか結論を出せるでしょう。そうした意味から考えれば、本会議における執行部の説明というのはいかに重要なのか、もう少し考えていただきたい、そのように思います。

今回については、いろいろと質問をさせていただきましたが、納得できる答弁をいただきました。そういうことで賛成をしたいと思います。私の意見、今後に反映していただければありがたいと思います。そういう意味で賛成の討論とさせていただきます。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第103号議案 道の駅南魚沼の指定管理者の指定につい

ては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 103 号議案は原案のとおり可決されました。

**○議 長** 日程第 6、第 104 号議案 南魚沼市林間休養休憩施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。産業振興部長。

**○産業振興部長** それでは第 104 号議案 南魚沼市林間休養休憩施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。指定管理に出す施設の名称は、南魚沼市林間休養休憩施設でございます。指定管理者に指定する団体は、特定非営利活動法人 人づくり支援機構でございます。指定の期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

指定管理者の候補団体の選定経過についてご説明をいたします。特定非営利活動法人 人づくり支援機構につきましては、平成 21 年 4 月 1 日から 5 年間、当該施設の指定管理者としてまして施設の管理・運営を行ってきております。その管理内容、及び施設の活用による自然体験活動や実践教育の実績が良好でありました。南魚沼市公施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第 4 条第 3 号により、今回の更新に当たりましては指定管理者の候補者として継続して選定したいというものでございます。平成 25 年 11 月 21 日に指定管理者の選定審議会のほうに諮問したしまして、審査の結果の答申を受け、人づくり支援機構を指定管理者の候補団体として決定をして、今回の提案に至ったものでございます。

次に資料に基づいて指定候補団体の林間休養休憩施設の事業計画及び収支予算についてご説明を申し上げます。4 ページに団体の概要、5 ページには管理の基本方針が記載されております。当該施設での「フリースクール夢想舎」事業は、社会的不適応の青少年の自立支援、社会的リーダー育成事業を合わせて行っておりまして、たくましく生き抜く生活力をつけるための学習と、社会人としての準備活動を体験させる実践活動を行っております。また、地元城内地域、あるいは市内のいろいろな活動にも積極的に参加をして、地域とのコミュニケーションを図る中で、人と人、地域とのつながりを大切にした教育方針によって、地域に根ざした管理運営方針となっております。

6 ページには収支計画が記載されております。この指定管理による施設活用に伴って、教育専門的な業務を別に受託をして実施しておりますけれども、この予算書につきましては、管理に関する一般共通部分のみのもとなっております。ほかに受託している部分の費用というものはここには含まれておりません。なお、指定管理委託料の支払はございません。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

**○議 長** 質疑を行います。6 番・佐藤 剛君。

**○佐藤 剛君** 1 点になるか 2 点、確認も含めてお願いしたいと思います。まず、この施設は少し前にいろいろ新聞報道にもありましたし、そこら辺の経過もあって更新ということになったのですけれども、その辺はやはりこういう教育関連の施設でもありますし、一応こういう更新時には考え方を整理しておかなければならないと思うのです。全然触れていませ

んでしたので、その辺の考え方をお聞かせをいただきたいと思います。

そして、収支計画のほうですけれども、更新ということなのですが、支出のほうの人件費で、細かいことなのですけれども15か月ということになっています。掛ける1人となっているのですが、そこら辺の補足説明をお願いしたい。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず、指定管理の候補の団体の件でございますけれども、前にこちらに入りまして、新聞報道でもありましたけれども、前理事長さんの問題が新聞報道されました。これにつきましては、団体としてすぐ対応していただきまして、いわゆる役職等については入れかえをしたということです。あくまでもこの事業といいますか、この団体に関する問題ではなかったという認識のもとに、あるいは今までのこの団体の活動内容に照らして、今回継続をさせていただくということでご理解をいただきたいと思っております。

それから、収支計画のほうの人件費の問題につきましては、先ほども提案理由の中で申し上げましたけれども、いわゆる管理にかかわる部分の内容ということで、ほかに当然いわゆる健全育成、ニート・引きこもり等の事業を受けた中で、その指導ということでの人件費もかかっているわけです。この部分は管理にかかわる部分ということで、案分——案分といいますか、そのかかわる部分の内容で計上されているものと思っております。15か月という部分につきましては、団体のほうの基準に基づいたその部分を、案分させてもらっているものというふうに理解しております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第104号議案 南魚沼市林間休養休憩施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第104号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第7、第105号議案 上の原高原観光施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 それでは第105号議案 上の原高原観光施設の指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。指定管理の施設の名称は、上の原高原観光施設でございます。指定管理に指定する団体は、上の原観光事業協同組合でございます。指定の期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間でございます。

それでは指定管理候補団体の選定経過についてご説明をいたします。上の原観光事業協同組合は、当該地域の活性化及び観光客誘客等に寄与するために地元関係者が設立した任意組合でございます。平成17年4月1日から8年間、当該施設の指定管理者として、地域内に分散している各施設を管理しておりますけれども、管理内容は良好でございますし、地元の観光振興に貢献をしているということでございまして、指定管理者の指定手続き等に関する条例第4条第3号により、今回の更新に当たっては指定管理者の候補者として継続をして選定したいものでございます。

平成25年11月21日に指定管理者の選定審議会のほうに、選定についての諮問いたしまして、審査の結果の答申を受け、当該共同組合を指定管理者の候補団体として決定をして、今回の提案に至ったものでございます。

次に資料に基づき、上の原高原の観光施設の候補団体の事業計画及び収支計画についてご説明を申し上げます。資料4ページにつきましては団体の概要、5ページには、施設管理の基本方針、管理施設の概要が記載されております。管理する施設につきましては、キャンプ場、グラウンド、つつじ園、菖蒲園、公園となっております。当該上の原地域につきましては、旅館、ホテル等もあって、当該施設の適正な管理によって地域の総合的な観光振興を図る内容となっております。

6ページには施設の利用計画と利用料金、7ページには収支の計画が記載されております。指定管理の委託料収入として200万円を見込んでおります。これについては、今まで、昨年の実績よりは若干下回った委託料というふうなことで見込みをしているということでございます。当該施設の委託料のうち、約80%が管理する人件費として充当されてございまして、管理につきましては観光誘客や、来客者の憩いの場となるような施設を生かし、良好に行われるということでの計画となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いをいたします。

○議 長 質疑を行います。19番・今井久美君。

○今井久美君 1つお聞きしますが、地元の方から「F I V Bの体育館、あれが我々に運営管理を任せてもらえれば、有効に活用できるのだが」というような話がありました。総意であるかどうかはちょっとわかりませんが、この体育館というのは今現在どうなっているのでしょうか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 体育館の件につきましては、今、国際バレーボールアカデミーのほうがここに入っているいろいろな計画を立てているということで、今のところ、ここしばらくはいろいろ内部の問題もありまして、利用が滞っている部分がございますが、ここでまた新たに体制を整えて、いろいろな計画をしたいということで伺っております。

なお、今までの管理の中でも、空いていれば当然地元の方々にも利用していただくということで、その辺は地元の方々とは特にトラブルといいますか不満等は出ていない。やはり利用はしていただくという方針でやっているというふうに聞いております。以上です。



○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 105 号議案 上の原高原観光施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 105 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 8、第 106 号議案 棟方志功アートステーションの指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 第 106 号議案 棟方志功アートステーションの指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。施設の指定管理になる施設の名称は、棟方志功アートステーションであります。指定管理に指定する団体は、一般社団法人南魚沼市観光協会であります。指定の期間は平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。指定管理の候補団体の選定経過についてご説明をいたします。南魚沼市観光協会は、平成 18 年 4 月 1 日から 8 年間、当該施設の指定管理者として同施設内に事務室を置き、施設の管理と合わせて事務をとっておりました。平成 25 年 4 月に道の駅南魚沼の今泉記念館内に事務室を移転しましたが、この時点から法人内の社員である六日町観光協会が、事務室を移転して管理を継続しております。

棟方志功アートステーションに展示している絵画等につきましては、道の駅南魚沼の今泉記念館内、収蔵庫のほうに全て収蔵しておりまして、南魚沼市観光協会が管理、展示の企画をしております。

南魚沼市観光協会は、地域観光情報の発信と誘客、推進を行って、他の観光施設の連携を積極的に行うことができる組織でありまして、今までの指定管理者としての施設管理も良好でございます。このため、指定管理者の指定手続き等に関する条例第 4 条第 3 号によって、今回の更新に当たりましては、指定管理者の候補者として継続して選定をしたいものでございます。

平成 25 年 11 月 21 日に指定管理者の選定審議会のほうに諮問をいたしまして、審査の結果の答申を受けて、市の南魚沼市観光協会を指定管理者の候補団体として決定をして、今回の提案に至りました。

次に 4 ページ以降をお開きください。資料に基づきましてアートステーションの事業計画、及び収支計画についてご説明をいたします。ここでまことに恐縮でございますけれども、一

部資料の訂正をお願いいたします。4ページの表の団体の設立年月日、及び概要欄の5行目でしょうか、記載されている団体の設立年月日でございますけれども、正しくは平成25年8月26日でございます。資料の最終確認が至らなかったものでございまして、おわび申し上げますとともに、訂正をお願いいたします。まことに申しわけございませんでした。

それでは改めまして、資料をご覧ください。4ページには団体の概要、それから5ページには管理の基本方針と施設の概要が記載されております。六日町駅の1階という当該施設の利便性を生かして、市所蔵の収蔵品を展示、PRをして観光振興に資するという内容になってございます。

6ページには利用計画、利用料金、7ページには収支予算書が記載されております。指定管理委託料収入として50万円を見込んでおります。この額につきましては、従来どおりの金額を見込んであるということでございます。当該施設の支出のうち75%程度がいわゆる管理する上での人件費として充当されております。そのほかはパンフレットや入場券の作成、作品の保管経費でありまして、観光客の誘客、あるいは駅を利用したり、観光客の皆さんの憩いの場となるように、施設等を生かした管理計画というふうになってございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いをいたします。

○議 長 質疑を行います。6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2点お聞きいたしますけれども、先ほど来、美術品と申しますか、お宝と申しますかの保存、収蔵の問題が出ていますのですけれども、その関係に関しまして、この駅のアートステーションのところで引き続き棟方志功アートステーションとしてやるわけです。それはそれでいいとしまして、その保管です。多分これは管理があるので、全部道の駅のほうに運んで展示だけここでするのではないのでしょうかけれども、話に聞きますと、アートステーションが一番、収蔵、保管には環境的によくないというところですが、そこが1つ大丈夫なのかというところ。

そして、そういう施設でありながら、市の観光協会が指定管理を受けて、実際はここにいるのは六日町観光協会ですよね。受付の委託料も払って、そして管理をするということですが、私には物理的にその実態がよく頭の中に浮かんでこない。観光協会が管理を受けたってそこにいないわけで、受付はその六日町観光協会に任せて、そのアートステーションをどう管理するのか。非常に効率が悪いやり方ではないかと思うのです。今までの経緯もあるのでしょうかけれども、こういうふうに継続して更新するに至ったところをもう少し詳しく、そこら辺の不安も払拭するような説明をお願いしたい。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 美術品の管理、あわせて市の観光協会と実際にあそこに入っているのが、六日町の観光協会であるという部分のご質問でございますが、先ほど説明しましたように、美術品につきましては、棟方志功の六日町駅のアートステーションのところにはございまして、全部道の駅の収蔵庫のほうに移さしてもらいました。そちらのほうで一体的に管理をさせてもらうということになっております。いわゆるその作品の展示、収蔵品の管理、それ

から企画、展示ですね、こういったものは当然市の観光協会が一体としてやっているわけです。現場のほうの、棟方志功のアートステーションの入場の管理といいますか、料金を徴収したりという部分を、六日町の観光協会が行っているということでもあります。いわゆる一元的には市の観光協会がそこで全部受託をして、その一部分を社員である六日町の観光協会にお願いをしているということになっております。

○議 長 21 番・阿部俊夫君。

○阿部俊夫君 6 番議員に関連をしますけれども、きのう、きょう、餃子の王将の大東社長が射殺されたなんて聞くと、田中政之さんも全くそのとおりで、平成3年11月27日、もう22年もたちますけれども43歳で射殺をされて、この遺品が残ったわけです。当時は362点ということで寄贈いただいたわけですが、債務負担、富士銀行のマンションの負担つきのあれがあって、それが22点あって全部合わせると7億円くらいの価値があるというようなことで、市でその負担をしながらやられたわけですが、

それで今ほど話がありましたけれども、非常に絵というものは敏感なんだそうで、フラッシュをたいたりなんだりとかということも——私がループルに行ったとき、誤ってフラッシュをたいて写したことが1回だけあったのですけれども、案内のガイドの人にこうやってやられたことがあったのです。それくらい非常に微妙な、気温だとか湿度とか空調、そういったことに敏感なことなので気をつけろということをおっしゃったのです。

実際に田中さんが所有していたときに、東京では4か所とか5か所くらいに分けて保存をしておりました。それで一番大きなところが大手町のトランクルームというところ、地下ですがこれも光が通らない。やはり温度だとか湿度だとか空調はもちろんですけれども、そこでもものすごく金をかけて管理をしていたわけです。

それで、移動には鍵が2つ。2つしないと開かない、それぐらい保険や何かも全部、盗難保険、火災保険、すごく厳重に管理をしたり、そういったトランクルームというのが、大手町だけ行ったことがあるのですけれども、ものすごくやはり厳重な管理をしておいたわけです。

この前、18番議員があそこよりも池田記念美術館の管理、設備のほうがいいのだというような話もありましたけれども、遺族が相当思い入れをもって寄贈した美術品ですので、相当神経をつかって気をつけてやってもらいたいと思います。その点、道の駅よりも池田記念美術館のほうがいいというようなそういう話がこの前出たので気になったのですけれども、その点、空調とかそういったのはどんな管理になっているのか、もう1回教えてください。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 いわゆる今の六日町駅の棟方志功アートステーションの中の収蔵に関しては、不安があったということで、それで道の駅のほうに移させていただいたということでございます。関係者の方からも、より今までのところよりいいということで話をいただいているところではございますが、当然、今ほど議員がおっしゃったように、非常に美術品の管理については気を使っていかなければならないと思っております。この辺につきましては、また今の体制でいいということではなくて、また次のステップに、どうしたらいいのかという

部分は考えていきたいというふうに思っております。今のところ先ほども言いましたけれども、道の駅の収蔵庫のほうに、今までよりは良くなっているということです。それは完璧かと言われるとなかなかそこまでということが言えるのかどうか、ほかの美術館と比べてどうなのかという部分はありますけれども、今のところ学芸員等を含めた中で管理をさせていただいているということでございます。

○議 長 21 番・阿部俊夫君。

○阿部俊夫君 ぜひ、そういうふうに気を使ってやっていただきたいと思います。22 点の富士銀行の債務 3 億 2,000 万円の負担付きの寄附だったのです。けれども 2 億 7,000 万円にしたというのは、親族はとにかくその 22 点も買ってほしいということで、親族はわざわざ 5,000 万円出して、2 億 7,000 万円にして負担付きの寄贈ということになったわけです。それくらい政之が生きた証を残してほしいという、そういう思い入れがこういうことになったのですけれども、ぜひ、いい環境のところでは保存していただいて、管理していただくようお願いをしたいと思います。

これを持ってくるときに、平成 4 年 5 月でしょうか。市長はあのころもう議員でおったわけですからあれですけども、当時の職員が行って持ってきて、トランクルームなんかを見た方はもうおりませんか。いませんか。私は行って見て、これほど相当嚴重に、空調から、機械から気を使ってするものかということで、トランクルームはあと 4 か所ぐらいあったがほかのところには行ってみませんけれど、ものすごく嚴重な管理だと感じました。ぜひ、そういうことをくんでいただいて、よりよい管理をしていただきたいとお願いしておきます。以上です。

○議 長 26 番・若井達男君。

○若井達男君 アートステーションそのものの運営等についての質疑であったわけですが、私がひとつここで質問するのは、六日町時代にやはりこのアートステーションに来られた方が、棟方作品の説明を求めていたのです。そういうことで、今ほど部長のほうで学芸員は置かれているということだったのですが、ここに事務の方まで含めると 6 名という体制です。この説明があつてこそ、入館者が増えてくるということで、私でなく、もう引退されておりますが、先輩議員がやはりこれを指摘しておりました。私も、せっかくの棟方志功作品を、ただぐるっと見て回ってぼっと出たでなく、やはり作品の説明ぐらひはきちんとできる人が、そこにはいなくてはいけないのではないかと、六日町時代にその話をしました。そうしましたら、いや、いますと、そういうことがあるものですから、きちんとそこに入館された方の要望にお応えして、説明しておりますということだったのです。

今現在はどうなっておりますか、その辺をひとつ伺うところです。やはり、この入館料が、果たして 800 人が多いのか少ないのかはまた別問題としまして、棟方志功の作品はここにかかわらず全国にあるわけです。そういったところの取り扱いについては、かなりの説明等もついているようですので、その点についてひとつ今どようになっているのかお聞かせください。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず作品の説明についてでございますけれども、今現在は、道の駅のアートステーションも含めて、学芸員というのは向こうに行っておりますので、現在の六日町駅の中の棟方志功の美術館のところに学芸員が常駐しているわけではございません。ですから、常時説明ができるかという、受付業務というような形でやっているだけでございますので、そこまでなかなか手が回っていないという部分でございます。

今後また企画展示という部分で、常時同じものを展示しているわけではございませんので、そういった企画展示等々のときに合わせて、そこら辺の体制がとれるのかどうか、これについてはまた指定管理者の観光協会のほうと協議をさせていただきたいと思っておりますし、そのような形ができればいい方向に進んでいくのではないかと考えております。

入館者数につきましても、平成 23 年ごろが 1,700 人ぐらいあったものが、平成 24 年では 1,300 人ぐらいですか、ちょっと減ってきてはおります。その辺でどういうふうに、またこの地においていただく観光客の皆さんが、棟方志功アートステーションという部分を目指してこられるのか。その部分だけで来られるということもひとつの大きな財産でございますので、その辺でまた観光誘客につなげていきたいと思っております。

○議 長 26 番・若井達男君。

○若井達男君 質疑的にはそれでいいとは思いますが、やはりここにネームがありますように、アートステーション、鉄の道だったのですね、駅なのです。それであそこに今まで来ていた 1,300 人、1,500 人、1,700 人の人たちというのは、その半分が六日町駅の利用者であった。そして、ある人はそこでの時間帯を利用した中の入館者、ある人は目的を持って、六日町に行くと棟方作品があるのだということで、わざわざ足を運んでくる、そういった人の数がその数だったのです。

今、そういうことで、あそこの六日町駅の外から来る人たち、地元の人たちも大いに入っていただければいいのですけれど、外から来る人たちがその時間帯を利用した中の、この作品にどれだけ触れるかという、そういったことがこの入館者数に、今までの数はそういったところの占める数が多かったのです。

そんな具合だったと思っておりますので、ひとつまたステーションが、道の駅でもいいわけですし、鉄の駅でもいいわけですが、やはり最大限に利用していかなくてはならない。そういう感じがしますが、お考えがありましたら答弁いただければ結構です。なければ……。

〔そのとおりであります〕と叫ぶ者あり〕

はい、わかりました。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔なし〕と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 106 号議案 棟方志功アートステーションの指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 106 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 昼食のため、休憩といたします。休憩後の再開は午後 1 時 20 分といたします。

〔午前 12 時 07 分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午後 1 時 20 分〕

○議 長 ここで市長から発言を求められておりますので、これを許します。市長。

○市長 お忙しい中を、まことに申しわけございません。実は 9 月の定例会の冒頭、皆様方にご報告を申し上げたところでありますが、南魚沼市消防団が平成 23 年の新潟・福島豪雨災害の際に、人命そして財産を守るという消防団の基本理念の中にありますその部分について、まことに貢献が顕著であったということで、内閣総理大臣から防災功労表彰を受賞したところであります。そのときは賞状だけでありましたが、きょう盾が届きましたので、議員の皆さんにまたご報告を申し上げ、議員控室のほうに一時展示いたしますのでひとつご覧をいただいて、また消防団の皆さん方に励ましの言葉を贈っていただければと思います。よろしく願いいたします。

〔拍手〕

○議 長 日程第 9、第 107 号議案 南魚沼市大和老人福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは第 107 号議案、南魚沼市大和老人福祉センターの指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

大和老人福祉センターにつきましては、平成 18 年度から 3 年間、その後平成 21 年度から今年度まで 5 年間、南魚沼市社会福祉協議会が指定管理者として管理を行ってきたところでございます。

平成 17 年度以前は利用者数が低迷していましたが、平成 18 年度以降は送迎バスの運行回数を増やすなど利用者の利便を図ることにより、利用者のほうも年々増加してきたところでございます。このようなことから、過去 8 年間の管理運営実績を踏まえ、現在の指定管理者である南魚沼市社会福祉協議会を引き続き、次期指定管理者に指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案のほうをご覧ください。1 ページ、公の施設の名称は南魚沼市大和老人福祉センターでございます。指定管理団体でございます、社会福祉法人南魚沼市社会福祉協議会でございます。

ます。指定の期間につきましては、来年4月1日から平成36年3月31日までの10年間でございます。

めくっていただいて3ページをご覧ください。事業計画書及び収支計画書でございます。1の施設管理の基本方針の中で、1行目に開設以来、社会福祉協議会が管理運営を行ってきましたところでございますが、昭和52年に開設されましてその後、ずっとこれはもう社協の施設として設置されました。平成17年10月1日に市のほうに譲渡されたものでございます。これは補助金の絡みとかそういうことがありまして、当初は社協の名義でもって設置したところでございます。2の施設の概要、3の運営計画についてはそこに記載のとおりでございます。

4ページをご覧ください。収入のほうの施設利用料につきましては、これはほとんど大半が入浴料のほうでございます。それから市からの委託料が797万3,000円、これは確定額ではございませんが、収支計画上の数字でございます。

それから、人件費のほう、これは管理人から風呂清掃業務、全てシルバー人材センターのほうに委託してございます。あとは通常の維持管理費となっております。5ページのほうには社会福祉協議会の本当に簡単な概要が書いてございます。

以上で簡単ですが、説明のほうを終了させていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第107号議案 南魚沼市大和老人福祉センターの指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第107号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第10、第108号議案 字の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは第108号議案、「字の変更」につきましてご説明申し上げます。

本件は、議案の5ページ議案資料として添付させていただきました、「字の変更を必要とした理由」にも記載しておるところでございますが、市の国土調査事業、第5計画区、野田地

区でございますが、そこに調査の実施におきまして利用状況自体は一面地でございますが、字が違ふことによって合併できない筆を整理しますと共に、その整理に伴う周辺の不整合を整理しようとするものでございます。

議案の3ページをご覧くださいと思います。別紙としまして変更調書をつけさせていただいております。変更前の記載の箇所につきまして、変更後という欄に記載いたしましたように変更させていただきたいものでございます。

7ページからは、字の区域の変更に係ります「区域位置図」それから「区域総括図」それぞれの箇所の「区域変更図」を添付させていただいております。ご覧くださいたいと存じます。

一例を申し上げます。13ページをご覧くださいと思います。現行が野田字雁行となっているところで、この赤点が今現在の字界でございます。そうしまして、ここの中でございます672番、673番、671の2番が利用形態としては一体、いわゆる一面地となっているところでございます。こういった箇所につきまして、今度黒点のように字の区域を変更させていただきまして、現実の利用状況に合うような整合のとれた区域に変更させていただきたいものでございます。

議案の1ページに戻っていただきたいと思います。このたびの変更の施行日でございます。ここに書いてあります2行目中ほどからでございますが、国土調査法第19条第2項の規定でございます、これは成果の取り扱いという中に規定されているものでございますが、「成果の認証」の日から施行させていただきたいものでございます。なお、認証の申請は来年1月を予定しておりますので申し添えます。

説明は以上でございますが、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第108号議案 字の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第108号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第11、第109号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命についてを議題



といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 第109号議案につきまして提案理由を申し上げます。平成21年12月から市の教育委員としてお務めをいただいております岡田博文さんが、平成25年12月24日の任期満了で退任をされることになりました。岡田さんにおかれましては、児童生徒数の減少に伴う学校の統合問題等の解消に、多大なるご尽力をいただいたところであります。このたび退任のご意志の中で、後任といたしまして議案にごぞいますように、西野 仁さんを南魚沼市教育委員会委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、ご同意をお願いするものであります。

経歴につきましては資料のとおりでありまして、教育行政課題が非常に多い状況下、西野氏の豊かな経験、人格、識見これは市の教育行政をお任せするに最適の方であると考えているところであります。

なお、任期につきましては、同じ法律の第5条第1項の規定によりまして、平成25年12月25日から29年12月24日までの4年間であります。ご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いましたがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議長 長 採決いたします。第109号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第109号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長 長 日程第12、第110号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 第110号議案につきまして提案理由を申し上げます。この後もございませけれども、この3件につきましては、南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の任期が、平成25年12月21日で満了となりますので、次期委員につきまして地方税法第423条第3項の規定に基づき、ご同意をお願いするものであります。

110号議案の遠藤喜代志さん、この方は合併前の大和町におきまして2期、そして南魚沼市におきまして3期同委員会の委員としてご尽力いただいております、引き続きお務めいただきたくお願いを申し上げます。

任期につきましては、同法 423 条第 6 項の規定によりまして、平成 25 年 12 月 22 日から平成 28 年 12 月 21 日までの 3 年間でございます。ご審議をいただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いましたがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決いたします。第 110 号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 110 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 日程第 13、第 111 号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 続きまして第 111 号議案の提案理由を申し上げます。提案理由といいますが、根本は先ほど申し上げたところでございまして、この議案の森下榮司さんでございませけれども、合併前の塩沢町におきまして 1 期、南魚沼市におきまして 2 期同委員会の委員としてご尽力いただいております、引き続きお務めいただきたくお願いするものであります。経歴につきましては資料のとおりでありまして、人格、識見ともに優れた方でございますので、ご審議をいただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いましたがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決いたします。第 111 号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 111 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 日程第 14、第 112 号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定によって、勝又貞夫君の退場を求めます。

〔勝又貞夫君退場〕

○議 長 本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 続きまして第 112 号議案の勝又義一さんを固定資産評価審査委員会委員に任命いたしたくお願い申し上げるものであります。勝又義一さんは南魚沼市におきまして、平成 25 年 2 月 1 日から同委員会の委員としてご尽力いただいております、引き続きお務めいただきたくお願いするものであります。

経歴、任期これらについては先ほど申し上げたとおりでありますので、よろしくお願いたします。ご審議をいただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決いたします。第 112 号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 112 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。勝又貞夫君の入場を許します。

〔勝又貞夫君入場〕

○議 長 日程第 15、発議第 11 号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 では発議第 11 号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出についてをご説明申し上げます。本発議は請願第 5 号に基づく発議でございます。内容につきましては、皆様のお手元に配付されておりますけれども、この免税制度は平成 11 年度から認められていたものであります。今までの経過の中では廃止の方向も出ましたけれども、市、県をとおして国への意見書等の提出等の働きかけがありまして、この制度に係るこのゲレンデ整備者、降雪期の免税につきましては、平成 24 年度の地方税法改正で 3 年間延長されました。その期限が平成 27 年 3 月末になっております。

当市を含むこの雪国では、スキー観光は基幹産業でありますけれども、このスキー産業は近年経営的にも、入込客数的にも残念ながら右肩下がりになっていました。ようやくここ二、三年スキー場の入込客も増加に転じつつあるという中であります。これが軽油取引税として課税されると、経営的にも厳しいものになります。単にスキー場の経営だけでなく、そこに書いてありますように、市の産業観光そしてまた地域経済、そしてまた雇用にも大きな打撃となることが予想されるわけですので、この免税軽油制度の継続を求めることを内容とした意見書であります。皆様のご賛同をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第 11 号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第 11 号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 16、発議第 12 号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 発議第 12 号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書の提出についてご説明申し上げます。申すまでもなく、新聞の機能は国民の文化的生活あるいは民主主義社会を支える大きな知的基盤であるということは言うまでもありません。そういう意味では生活必需品であります。米、みそ、しょう油などの生活必需品とみなされるべきではないかと考えるわけでございます。

意見書には触れてございませんけれども、新聞同様に雑誌、書籍も含めた出版物も軽減税率の対象とすべきと考えるものであるというふうに、日本新聞協会は触れているところでございます。ヨーロッパ諸国では民主主義を支える公共財として、一定の要件を備えた新聞とか書籍、雑誌にゼロ税率や軽減税率を適用しております。消費税が知識を得る負担を軽くしているわけでありまして。この知識には課税せず、また新聞には最低の税率を適用すべしと、こういう認識に立っているのがヨーロッパ諸国のほぼ共通した考え方であるというふうに見られるわけでありまして。

近年、文字離れとか活字離れが叫ばれている中で、やはり読み書きの能力とか教養、常識の低下が言われているわけでありまして、いろいろ国の力の低下にならないようにこの部分は大事な部分ではないかと感じる次第であります。

そんな中、当市におきましてこの南魚沼市の新聞店の方々は、本当に冬期間は雪の中を定時に配達されております。私たちに提供していただいております。幾ら仕事柄とはいえ、私は本当に頭が下がる思いであります。雪の中、雨の中、本当に毎日配達されることに、新聞が文化的側面、また民主主義の意義という観点から見ても、本当に大事だし、またある面では地域の見守り等でも貢献をされているところでもあります。本当にそういう面で改めて感謝申し上げる次第でございます。

以上の観点から消費税増税に際しまして、複数税率の導入とこの新聞に軽減税率を適用すべきと強く求めるものであります。以上、地方自治法第99条の規定に基づきまして、意見書を提出する次第であります。市議会議員皆さん全員の賛同をお願いする次第でございます。以上であります。

○議 長 質疑を行います。18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 委員会の中でも申し上げましたけれども、委員会の中では8%導入時は容認というような話で、10%になる時という話があったと思うのですが、この意見書はどういう内容でありましょうか。8%時からのことでもありますか、ひとつお聞きいたします。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 この8%という部分に関しましては、請願のところでは触れておりませんでした。その中でお聞きしたところ、現実的にはこの8%という、本来ならば8%にしていたきたいという要望が多分あると思いますけれども、現時点、来年度もう4月ということ考えた場合、この8%導入というのは、時間的にもやはりほかの部分もあるわけでございます。私はこれだけを云々というそういう考え方ではなくて、やはり全体感に立った中で、私は検討すべきであるというふうに感じているわけであります。

そういう面ではこの消費税10%を導入するという政府の、そういう明確に軽減税率をするというふうに決定いたしました。そういう面では、今このスケジュール的なことを考えたときには、8%というのはやはり無理が生じているというふうに私はみなしている次第であります。

そういう面で今ほかの商品関係に関しましても、やはり平成26年12月に向けてスケジュールの中で、じっくりとどういうものをしていくかということ、具体的に本当に国民の皆さんの届くような観点で内容をしっかりと協議し、税制改正大綱にあらわしていきたいと、そのように私は感じている次第であります。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 8%は容認ということで了解いたしました。もう1点ですが、私は午前中の討論でも申し上げましたけれども、8%、10%という、軽減税率の問題でどの程度を想定しているのかちょっとこれでは不明確ですけれども、要は新聞の値上げをすると購読者が

減るかもわからないので、値上げをしなくて済むようにしていただきたいと、こういう眼目があるのかどうかひとつお聞きします。

○議 長 提出者・中沢一博君。

○中沢一博君 このいただいた請願の中には、今全国に販売店数が 36 万というふう聞いております。そういう方たちが今実際に上げないという、やっぱり皆さんのほうに上げたくないという趣旨でそういうふうな請願がきているというふうに、私は感じとっている次第であります。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 発議第 12 号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書の提出について、反対の立場での討論に参加させていただきます。そもそも消費税という制度は、生計費非課税という税制の大原則に反するもっとも税の本旨に外れる不公平税制であります。これをさらに増税するということは不正義であり、本気で逆進性を心配するなら、軽減税率の導入などでなく、増税そのものを断念すべきであります。

提出者の所属する公明党は軽減税率を導入すべきと主張していますが、逆進性は緩和されるでしょうか。大和総研のリポートをかいま見ますと、軽減税率は所得の低い人ほど消費税の負担が大きいという絶対的平均的な傾向そのものを解消するものではないと結論付けているそうであります。

1989 年、平成元年でありますけれども、消費税が導入されて以来 25 年間あります。その間、消費税の税込総額は 264 兆円といわれております。そしてかたや法人三税の減収総額が 246 兆円ということだそうであります。消費税による税込分はその大半が大企業の減税分に消えたというのが、これまでの消費税の歴史であります。

これから行われる増税では、8%で 8 兆円、10%で 13.5 兆円の大増税といわれております。給料は増えず、物価が上がり、社会保障が切り縮められています。このようなときに消費税が増税されたら、暮らしや営業はどうなるでしょう。景気回復は遠のき、日本経済も財政も大変なことになります。特に今回は消費税を増税し、セットで法人税を減税するというのが最初から唱えられておまして、景気対策としては、かなり大きな誤りであるというふうに言われているところもあります。

増税すれば国民の所得が奪われ消費は冷え込みます。その結果、国内の需要も企業の設備投資も減退します。そこに法人税の減税をしても、今でさえだぶついている企業内の内部留保が、余剰資金としてさらに内部留保に積みあがるだけであります。資本金 10 億円以上の大企業の内部留保といわれるものは、今 270 兆円を超えているといわれています。

我々日本共産党は、消費税増税には断じて反対であります。能力に応じた負担という原則に基づき、富裕層、大企業に応分の負担を求めていく税財政の抜本的改革が必要であります。あわせて安定した雇用と賃上げ、中小企業、農林水産業への抜本的な支援策で、国民の所得を増やし、内需を拡大する経済改革を進めることを提言しているところであります。

これらを一体で進めることで、暮らしを温め、経済を安定した成長の軌道に乗せることによって増税を増やしていく、これが私たちの提案でありまして、この道を進んでいくことによってこそ、安定した社会保障財源をつくることができるというふうに訴えさせていただきまします。細々なこともありますけれども、以上で私の消費税に関する考え方を申し上げまして、この軽減税率だけで今後の社会を安定させることはできないという立場でございます。以上です。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第 12 号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、発議第 12 号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 17、発議第 13 号 TPP 交渉における重要 5 品目等の聖域確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。13 番・小澤 実君。

○小澤 実君 それでは発議第 13 号議案 TPP 交渉における重要 5 品目等の聖域確保を求める意見書の提出についてご説明申し上げます。国は 3 月農業農村を守ると明言して、この交渉に 7 月から参加してまいりました。そして今 TPP の交渉国は 12 か国となっております。そんな中、現在日本の食糧自給率は 40% を切っております。後継者不足、それから土地を集約して国を挙げて農業に携わっているわけですが、この年齢層も 60 代がほとんどでございます。このまま進めば後継者も育たず、耕作放棄地も出たり、ますます自給率も下がってまいります。TPP により関税の撤廃となれば、日本の農業のみならず国も衰退の道をたどることは明らかであります。

農は国の基であり、食糧自給率を高めなければならないと考えておりますし、また、外国に頼らない農業であるべきであります。このことによって正規確保ができない場合は、交渉から撤退し十分な国民議論をすべきだというものであります。この意見書に多くの方々より賛同を求めるものであります。以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「23番」と叫ぶ者あり〕

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。23番・阿部久夫君。

○議 長 23番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 これだけの大事な問題で誰も討論しないなんてことになると、ちょっと一生懸命頑張っている政府の皆さん方に申しわけないという気持ちで、討論させていただきま  
す。先ほど提出者がお話ししました食糧自給率、また後継者問題、まさにそのとおりだと思  
っております。私も農業にはかなりかかわっていますけれども、やはりこのT P P問題で、  
もし、関税が撤廃ということになりますと、恐らくはっきり言って日本の農業は相当なダメ  
ージがある。

私も新潟日報の窓は大好きでいつも見えています。常に大体T P Pのことが掲載されてお  
ります。この先どうなるのでしょうか。やはり、これは新潟県ばかりではありません。全国ど  
こでもこのT P P問題は、非常に今重要な問題でもあり、日本の国の農業ばかりではありま  
せん。医療、特に病院関係ですか、保険関係そういった問題にも大きな影響があると言われ  
ております。

私たちの地域も先ほど提出者が言いましたけれども、今、農業はほとんど高齢者がやっ  
ている状況であります。それを何としてでも、やはり守っていかなければならない。それが私  
たちの義務だと、私はそう思います。しかし、この関税撤廃となれば、義務だとか言ってい  
られないのです。恐らく農業の多面的機能にもう相当なダメージが、間違いなく来ると私は  
思っています。

そのために今政府は、12か国との交渉をやっております。何としてでもこの5品目は守っ  
ていかなければならない、そういう思いで今、必死に交渉に当たっているというふうに私は  
思っています。市長も言いました、1ミリたりとも下がらない、そういう姿勢で臨んでほし  
い。これはもう誰でも思っていることでもあります。やはり我々この地方からもきちっとした  
後押しをして、政府の皆さん頑張ってくださいよという思いでこの意見書を提出していかな  
ければならない。そういう思いで賛成討論に参加させていただきました。どうかよろしくお  
願ひいたします。



○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第 13 号 T P P 交渉における重要 5 品目等の聖域確保を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第 13 号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 18、発議第 14 号 広域合併団体の実態に応じた普通交付税措置を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

14 番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 それでは発議第 14 号 広域合併団体の実態に応じた普通交付税措置を求める意見書の提出についてを説明させていただきます。県下 11 市だそうでございますが、全国では 263 市が連絡協議会——私どもの市も当然参加しておりますが——そこからの要請を受けた意見書でございます。来年は合併 10 周年を迎え、平成 18 年度から 5 年間の財政健全化計画を策定し、推進したことによりまして成果が上がってきております。

しかしながら、平成 27 年度から特例措置である合併算定替えが段階的に縮小され、平成 33 年度には普通交付税が年間約 15 億円減少するというような試算が出ております。当然これによって財源不足が見込まれるわけでございます。国は一律に全てを考えておりますが、我々広い土地等々もあるわけですけれども、そういった実態を踏まえた支援をするべきであり、以下の 2 点について強く要望するものでございます。

1 番目として合併の市が今後も一体となって市民サービスを維持して、将来のまちづくりが力強く推進できるよう、合併算定替えの終了によって捻出される財源の相当額を還元すること。2 番目には還元にあたっては合併市であるがゆえに削減できないいろいろなことがあるわけですけれども、それをきちっと普通交付税の算定に適切に反映をしていただくこと、以上 2 点を強く要望するものであります。説明は以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第 14 号 広域合併団体の実態に応じた普通交付税措置を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第 14 号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 19、発議第 15 号 容器包装リサイクル法を改正し、ごみ発生抑制と容器再利用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 発議第 15 号 容器包装リサイクル法を改正し、ごみ発生抑制と容器再利用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出について説明いたします。この意見書については 3 年ほど前、2010 年の 12 月議会でも、全会一致で国にあげたところであり、全会であげた中で 2011 年 8 月 31 日ではありますが、衆参両院で容器包装リサイクル法を見直し、発生抑制と再使用を促進するための仕組みの検討を求める請願が採択をされました。この 2013 年度ではありますが、本年にこの容リ法については、見直しとされたところでもあります。地方 6 団体についても、地域からの意見書が提出されたほうが、自治体団体としても動きやすい、ぜひそのような取り組みを進めてほしいという意見があることも披露させていただきます。

この意見書についてはお読みをいただいたと思っておりますけれども、現在ごみの収集、分別それから保管これについては、約 8 割が税金で賄われているという事態であります。本来はごみの発生者であるところの容器の生産者であったり、それを使っている方たちが負担をしていただくという基本に立ち返っていただきたいというところでもあります。そして、本来この意見書は環境に配慮した社会を形成するためには、ごみを出さないように、そしてできるだけ容器のほうは再利用していこうと、そういう趣旨のものであります。以上で説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 私は趣旨的には大変いいことだと思っておりますけれども、ちょっと若干確認したい点があるのです。この項目の中の 1 番目の分別収集、また選別保管の費用の製品価格への内部化をするということでございます。私がここでちょっと心配するのは、これによって便乗値上げという部分ということも考えられるかと思えます。こういう内部のチェックという部分を、今どのように考えておられるのでしょうか。わかる範囲でお聞かせいただきたいと思えます。

○議 長 寺口友彦君。

○寺口友彦君 この内部化についてでありますけれども、確かにおっしゃるよう便乗値上げという部分もあろうかと思えます。しかしながら、この製品の抑制であったりという部

分についての金額云々については、それは国のほうの法律にのっとって定められるものであろうなというふうに思っております。非常にあやふやではありますが、それはきちんとした部分で、法律のほうからの縛りが出るものだというふうに思っております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第 15 号 容器包装リサイクル法を改正し、ごみ発生抑制と容器再利用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第 15 号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 20、発議第 16 号 「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 発議第 16 号 「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書の提出について説明申し上げます。意見書の中で――後半でありますけれども、国として特に厳格な管理が必要な情報があること、これは否定しないという部分であります。これは全くそのとおりであります。そして、情報公開法や公文書管理法の拡充は進んでいない、これは問題であるというふうに書いてあります。この部分に関してでありますけれども、特に現行法で一体何が問題になるのかということの議論が、まず先であろうという部分であります。

現在、公文書等の管理に関する法律、公文書管理法であります。2009 年 6 月 24 日に成立をし、2011 年 4 月 1 日に施行であります。この法律を制定する発端となったのは、2007 年 5 月の年金記録の問題でありました。さらには東日本大震災での議事録の未作成とこういう部分もあり、これは急いでやらねばならないというところで、この法律は制定をされたわけです。そして行政機関の保有する情報の公開に関する法律、情報公開法であります。こちらは 1999 年 5 月 14 日に交付をされ、2001 年 4 月 1 日より施行をされております。この情報公開法に至るまでに 1985 年の第 102 国会であります。この国会に国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案というものが出され、続く第 103 回国会でも審議をされましたが、審議未了で廃案になったという経緯があります。

私は政府が保有する情報は、主権者たる国民の共有財産であると、そういうふうに思っております。重要な情報であればあるほど、国民に知らせるべきであり、国民には知る権利が

あるという立場で考えております。現行法の公文書管理法では、紙でのデータをどうやって保存するかということが中心でありました。しかし、今は電子媒体というものの情報というものの管理をどうするのかという部分が、この法律には抜けております。

そして、この公文書管理法の中で除外についても規定がありました。この法の第3条に公文書等の管理については、他の法律またはこれに基づく命令に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによると書いてあります。現在、防衛機密については自衛隊法などで特別に定める命令で機密情報を管理しており、防衛機密情報を公文書管理法の適用除外にしているわけでありました。

そしてまた、この公文書の廃棄についてでありますけれども、廃棄についても内部的なメモと位置づけられてしまうであろう電子媒体でのやり取り、この部分についての規定が非常に曖昧であるという部分でありまして、こういうところをきちんと整備をしていけば情報は漏れるということはないであろうと思うわけでありまして、そしてこの情報公開法でありますけれども、最もここで難しいものは、どこまでの情報は管理をするのか、秘密にするべきか。どこまでの情報は絶対に漏らしてはならないのか、そういう秘密のランクづけがこの法律の中では非常に緩やかであるという部分であります。この部分をきちんと直していけば、今回制定されたような特定秘密保護法は必要ないであろうというような立場でありました。

そして、意見書の中で書いておりましたけれども、やはり国民の知る権利というものを考えてみたときに、何が特定秘密に当たるのかというところが、国民には知らされていないという部分であります。議員が何かを調査しようとしたときに、実はそれは特定秘密に指定をされていて、これにうっかりさわってしまうということで、刑罰が発生をする。特に最高懲役10年という厳罰化によって、なかなかそういう情報に近づくことが難しいのではないかと、ひいては国民の知る権利、報道取材の自由への配慮、この部分についてかなり懸念すべき点があるのではないかなというところでありまして。

そして適正評価という部分も書いてあります。行政機関職員や都道府県の警察職員、これなどが果たしてこの人物が適正であろうかという評価で、知らないところでプライバシーが侵害されるという恐れが非常に懸念されるわけです。さらには先ほども申しましたが、国会議員も何が特定秘密に当たるのかということを知らずに、うっかり調べれば、それは国会の持っている国政調査権このことに抵触をしてくるわけでありまして、こういうようなところがどういうふうな規定をされて、はっきりとなっているのかというところに、大きな疑問があるわけでありまして。したがって、この法律については、もう少しきっちりと議論をしていただきまして、現行法をきっちりと整備をしていく。その上で足りないものがあれば制定をするという形で臨むべきであろうということで、廃止を求めるわけでありまして。以上、説明を終わります。

○議長 質疑を行います。22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 提出者にお聞きしたいのですが、今ある法律でというふうな感じですが、今はもうこれができるわけですし、やっぱり防衛とか防衛外交、あとテロリズムとか、

こういうところですよ。諸外国に対し漏らすとか、それが基本なわけですし、スパイ防止法があればとか、私は必要だとも思う。

あと例えばこの間、新聞に出ていたのは、じゃあこの特定秘密に何になるのか。潜水艦のスクリューの材質とか、そんなの俺ら別に軍事オタクだから知りたいときは知りたいけれど、例えばそれを調べたところで海外にやれば、当然それはスパイに送ったりすれば、処罰されて当たり前だという思いがあります。

この間、呉に行ったときだって潜水艦が飾ってあったわけですよ。廃船になった潜水艦ですけれども、そこでも例えばスクリューの材質とか、スクリューの形とかも書いてありますので、本当にそれだけ機密のことがあって、私は必要だと思います。そういうふうな一部の要は外交上の問題とかそういう点をもうまるっきり無視して、これはどうの、これはどうの、いつ捕まるかわからないとか言ったって、普通の一般市民が例えば情報を調べて、本当にどこかの海外とつながっているのであれば、黒というふうに——司法は独立しているわけですね、また、行政にも司法で。そこのところですぐ捕まって、有罪になって10年になるなんていうふうに私は思わないのですが、議論、議論と言いますけれど、ちょっと極端に考え過ぎるのではないのかなというふうに私は思います。極端ではないと思っているのですか、どうですか。

○議 長 提出者。

○寺口友彦君 まさにその部分を現行法の中で、要するに情報に、あるいは公開すべき文書等にランクづけがされていると。この部分は公開をしてよろしいと、ここからはだめですよという部分の規定が、現行法でないわけです。そちらのほうの改正を行わずして、新法をつくるというのであれば、それはちょっとおかしいのではないかということです。多分、思いについては全く同じだと思います。

○議 長 22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 では、例えば尖閣の問題があったわけです。尖閣の中国船のごつんが。あれは例えば公開するべきだったのか、非公開とするべきだったのか、どういうふうに思っているのかなというのをちょっと聞いてみたいです。

○議 長 提出者。

○寺口友彦君 提出者個人の情報の管理のレベルがどうかという部分でのご質問かと思えますけれども、私は差し支えなかったと思っております。

○議 長 22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 あれは民主党政権のときに民主党が隠したわけですね。誰が隠せと指示したかわからないわけです。首相が言ったのか、それとも官房長官が言ったのか。今回これをつくることによって、私はすごくわかりやすいと思ったのは、誰が命令したかはっきり残るわけです。要はこの特定秘密は、秘密にするべきだったものか、秘密にしないべきだったのかも含めて、命令系統がはっきりするわけだし、逆に責任をすごくとらなければならなくなる立場であると思います。それによって、しっかりと選んでいけるのではないのかなという

思いが私にあります。

外国に隠す情報で公開——それこそフルにオープンにしなければいけない情報とか、私はそういう点で一部にまだちょっと自分の中で調べても答えが出てこないところが物足りないというふうな、運用のほうでちょっと問題はある点もありますけれども、できるのは必要な法律だという思いがあります。そういう誰が情報を公開するなど決めたとか、そういうことが出てくる法律でもあるので、逆に言ってみれば逆転の法律で、提出者の寺口議員のほうからしたら、誰が秘密にしろと言ったか記録が残るということは、逆にいいことではないのかと思うのですが、そういう点はどういうふうにお考えなのか。

○議 長 提出者。

○寺口友彦君 行政機関の長が特定秘密に関して指定をするという、その意見についても有識者会議等を開いてやるわけです。そうすると、どういうところで特定秘密となったかというのは、はっきり決めないでと。決めないということは、実はこの現行法でやるものなのです。それを引継ぎを曖昧にしておくからできなかったというわけですから、それはちょっと順序が逆であろうというふうな考えであります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。25番・樋口和人君。

○樋口和人君 それでは発議第16号「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書の提出について、反対の立場で討論に参加をいたします。提出された意見書案この中には、この法律が特定の情報を政府が恣意的に秘密指定ができるようにするものである。そして特定秘密の定義が曖昧で、行政機関の長の判断次第で、秘密の範囲が際限なく拡大する危険性が高いとしていますけれども、そもそもこの法律でいう特定秘密というのは、既に政府が指定している秘密のうち、国家安全保障上、特に必要な一部のものを特定の秘密として指定するというものであります。

法律の別表を見てみますと、1つには防衛に関する事項、そして2つ目として外交に関する事項、そして3つ目が特定有害活動による被害の発生、もしくは拡大の防止に関する事項、最後4つ目としてテロリズムの防止に関する事項と、この4つの中で指定するものであります。

さらにこの中に詳しく1つずつ出ていきますけれども、少し紹介すれば、1つ目の防衛に関する事項と、この中では自衛隊の運用またはこれに関する見積もり、もしくは計画、もしくは研究ということになっています。また、防衛に関した収集電波情報、そして画像情報、その他重要な情報ということですね。そしてまた武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供するものの種類、または数量などということで10項目があげられています。

また、2の外交に関する事項という中では、外国の政府または国際機関との交渉または協

力の方針または内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全、その他の安全保障に関する重要なもの、さらに外務省、本省と在外公館との間の通信、その他の外交の用に供する暗号等5項目です。

また、3の特定有害活動による被害の発生もしくは拡大の防止に関する事項と、この中では特定有害活動の防止、そのための措置またはこれに関する計画もしくは研究、また特定有害活動の防止に関し収集した外国政府または国際機関からの情報という2項目です。

そして最後に4つ目としてのテロリズムの防止に関する事項。この中では、テロリズムの防止のための措置またはこれに関する計画もしくは研究、テロリズムの防止の用に供する暗号などの4項目というふうになっています。

いずれも一般的に考えれば至極当然であり、普通に暮らしている善良な市民が、ふだん触れるというような、触れるはずもないものばかりだというふうに考えます。また、現状に比して指定の分野が拡大するものでもありません。また、公務員が特定秘密や他の秘密を漏えいしてはいけません。これも現在とは何ら変わるわけではありません。そしてこの法律の制定により、第三者機関や国会の関与が強まれば、秘密の指定件数がほぼ同じであっても特定秘密に指定される範囲は、現在よりも限定される可能性も高いのであります。

また、意見書案また先ほどの提出者の話の中にもありましたが、国民の知る権利について触れています。現在の世界の情勢、特にアジアの動きを考えたとき、国家安全保障会議いわゆる日本版のNSC法を創設するなどして、国の危機に際して迅速に政府の総力を挙げて対応し、他の国との連携も必要であるという時代になっております。国家と国民の安全を守るために、国民の知る権利と国家国民の安全・安心、いわゆる公共の福祉を守ること、このことをどう捉えてどういった選択をするかだというふうに考えています。

つまり、権利を主張して国民の利益を放棄するのか、あるいは国民の利益を守るために権利を我慢するか、これはかなりの極論でありますけれども、つまるところはそういうことだというふうに考えています。私は国家の安全・安心こういった公共の福祉を守るためには、この法律の成立は当たり前であるというふうに考えています。議員諸氏の多くの賛同をお願いし、発議第16号「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書の提出について、反対の討論といたします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。3番・田村眞一君。

○田村眞一君 発議第16号「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書に賛成の立場で討論に参加いたします。法案が通った翌日12月7日土曜日、新潟日報紙上に大きな見出しで何と書いてあったか、「民主主義が壊される」。書いた方は新潟日報論説編集委員の室長、鈴木聖二氏であります。内容を一部ご紹介いたします。

特定秘密法保護法案が成立した。戦後、私たちが培ってきた民主主義と平和という大きな価値観が否定をされ、時代が大きな曲がり角に向かっているという危機感を覚えざるを得ない。本来、国民のものである情報を国家が統制して、その統制を犯す者に厳罰を与える法律であるというだけで十分だ。国民の声、異論が抑圧された時代に、決して時代を逆行させる

わけにはいかない。その先に何が待っているか、それは私たちの歴史が証明している。後世のためにもこの法律がはらむ危険から目をそむけず、その排除を目指すことが私たちの責務だ。

新潟日報の鈴木さんは警鐘を鳴らしております。安倍政権は数の横暴で特定秘密保護法案を強行しました。この法律は国にとって重要な情報を行政機関が特定機密に認定して、それを漏らした人、それを知ろうとした人に厳しく処罰するものであります。さらに特定秘密の範囲は曖昧、何が秘密かもあくまで秘密。その上、秘密を指定するのは行政機関の長、つまり首相や外務大臣、防衛大臣、警察庁長官であり、権力者側の都合のいい判断で、幾らでも秘密の範囲を広げることができるのです。

公務員の秘密漏えいは10年以下の厳罰、秘密を明らかにしようとしたメディア、国民も厳罰の対象です。秘密を知ろうとする行為さえも処罰をされるわけであります。たまたまインターネットで見た情報が特定秘密だったなら、見た人まで処罰の対象にされてしまいます。秘密保護法が基本的人権としての国民の知る権利、報道取材の自由を踏みにじる憲法違反の法律であります。

皆さん、なぜ安倍政権がこんなにも乱暴に、国民多数の声を踏みにじる暴挙に走ったのでしょうか。それは日本を海外で戦争する国に作りかえるために、国家が強権的に情報を統制し、国民の言論表現を抑圧することがねらいであります。もともと日本は数多くの日米密約に示されているように、先進諸国の中で不当に秘密とされていることが、特段に多い国であります。その国に秘密保護法が持ち込まれるということは、日本社会を暗黒社会に逆行させるものであります。

国民の声、議論が抑圧された時代に決して時代を逆行させるわけにはいきません。後世のためにもこの法律がはらむ危機から目をそむけず、その排除を目指すことが私たちの責務だ。憲法違反の特定秘密保護法は廃止しかありません。以上で私は賛成討論の発言といたします。皆さんのご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。11番・鈴木 一君。

○鈴木 一君 発議第16号「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書に反対の立場で討論に参加します。国会の採決に至る経過は、常識ある人たちとしては褒められるものではありませんでしたが、しかし、この法律の適用範囲は外交、防衛、スパイ活動などの特定有害活動、テロ防止の目的に限定されています。常識的な規約を整備したものにすぎない。世界各国が諜報活動を続けている中で、秘密保護法が存在しない国とまともに付き合えるはずありません。日本は情報をとってくること、自国への情報を防ぐこと、両方に欠けています。このことでスパイ天国となっています。

まして、この法律で戦前の日本に戻ることは絶対あり得ないと思います。国益を考えれば当然の法律だと思います。ある一文を引用させていただきますが、フォークランド紛争の際、イギリスの部隊がフォークランドで孤立したことがあったそうです。多分サッチャー首相のころだと思います。英国公共放送のBBCがこれをニュースとして取り上げたところ、孤立



した部隊の存在を知ったアルゼンチン軍に攻撃を受けました。部隊の隊長はBBCを呪うと死んだそうであります。

人間誰も人には言えない秘密があります。私も墓場まで持っていかなければならない秘密もあります。国家となれば当然そうであります。ぜひとも多くの皆様の賛同をいただけますよう、よろしく申し上げます。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 私は発議第16号「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書の提出について賛成の立場で討論に参加いたします。全く弁解をするつもりはありませんし——ただ、ちょっと弁解ではないのですけれども、提出者の言っている趣旨と、それをもっと踏み込んで個人的な考えも含めて賛成意見がありましたので、提出者が意図するところから踏み込み過ぎたか、というところが、私は感じられました。そこはちょっと提出者の多分意に反しているのかなというところで、そのことだけは触れさせていただきます。

では私の、この廃止を求める意見書に賛成の立場の討論を始めさせていただきます。先ほど知る権利というところの話がありましたけれども、その部分についてをちょっと中心にお話をしたいというふうに思います。まず1つは情報は公開するというその方向は、1つは世界の流れであります。これはまあ当然でありまして、日本だってそういうところがあります。それを曲げたわけではない。だけど、なぜここでこの法律かというところが1つあるわけがあります。

先ほど提出者からも話がありましたように、現行法の中でも秘密保護には法的な仕組みが、今現在あるわけであります。その不足の部分の補強するなりで、今心配されている例えば外交上の問題とか、いろいろな問題をクリアできると私は考えております。そしてこの特定秘密保護法は、反対者が言いましたように、防衛、そして外交、そして特定有害活動の防止、そしてテロの防止と、その項目に絞られた法律であります。提案者が細かく言いましたけれども、それだって細かく最終どころじゃない。その先でもっと細かいところで、これが秘密か秘密じゃないかというのが非常に曖昧。

そして、この4つの項目というのは、非常に範囲が広いわけです。範囲が広い中で細かいところが曖昧になっているというところが非常に心配であります。したがって、多分関係機関も国民も曖昧の中では萎縮してしまうでしょう。そして萎縮すれば行政機関だってそうですよ。萎縮すれば出そうとする情報だって、拡大解釈をして出さないでしまう、そういうことになる。恣意的にその情報を操作することはないと言いますが、そういうふうに拡大解釈をしていけば、恣意的じゃなくても情報というのは出てこないということになる、私はそれが心配です。

例えて言えば——私はこの例えはちょっと言いづらかったのですけれども、逆効果になるかもしれませんが——個人情報保護法があります。自治体で言えば個人情報保護条例ですけれども、これを見てください。どこまでが個人情報かというのは、曖昧なのです。その中で行政の職員も、国民もどこが個人情報かわからない。だから萎縮するんです。それで行政

はどこまで出していいか悪いかわからない、だから出さないのです。

そういう状態で日常生活だって個人情報保護にかかわりますからと言われれば、本当に日常生活も困るような状態だって現実にはあるわけですし、そう言われれば私たちはどうしようもないわけです。ちょっと例えが本当は適切ではなかったかもしれないですけども、考え方としては同じです。

私はそういうところを含んだ現行の中では法律だと思いますので、提案者が言いますように、この法律につきましては、もうちょっと詳細の部分を検討して、そして今ある外交、防衛、そしてまた特定有害活動の防止、そしてまたテロ防止、それらについては、今ある法律の中で何が不足をしているのか、その法律の中でできないのかというところを、もう一度精査して、必要があればこの法律を出すというようなことにしなければ、知る権利なんていうのを侵害はしないよと言われても、いつの間にか侵害されてしまう。そういう心配を私は大いにしていますので、そういう意味も含めまして今回のこの意見書提出には賛成するものがあります。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第 16 号 「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数。よって、発議第 16 号は否決されました。

○議 長 日程第 21、発議第 17 号 要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。14 番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 それでは要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書、発議第 17 号ですが、説明をさせていただきます。このことにつきましては、社団法人「家族の会」というのが京都市にあるということですが、そこの新潟県支部が糸魚川にありますが、そこから郵送で来た要望書を受けまして、意見書を提出したものでございます。

「家族の会」といいますと、ちょっと調べてみましましたら、認知症でも安心して暮らせる社会を目指してというふうなことでありました。この会は 1980 年に結成をされておまして、全国 46 都道府県に支部があるそうでございます。約 1 万 1,000 人が励まし合って、そして助け合って認知症であっても安心して暮らせる社会を目指し、活動をしているというふうなこ

とがインターネット上で出ておりました。

政府はここに書いてありますけれども、介護保険制度の理念を壊しかねない制度変更を検討しているというふうなことを受けまして、1番目として介護保険制度の給付対象から要支援者を外さないこと、2つ目として一定以上の所得のある人の利用料を2割に引き上げないこと、このことを強く国に求めていくというふうなことで、地方自治法第99条の規定によりまして、意見書を提出するというふうなことでございます。説明は以上です。

○議 長 質疑を行います。26番・若井達男君。

○若井達男君 提出者に質問いたします。社団法人「家族の会」ですか、こちらからの郵送だという今ほどの説明がありました。これについては郵送のみでなく、それ以外の音信そういったものはありましたか。まずその1点。

そしてその次ですが、この介護保険制度の中で要支援を外さないこととありますが、これを外したときにどういった不具合が出てきますか。

今1点、その2になります。利用料を2割引き上げないこと。この数字が2割がいいか、1割か、3割がいいかは別にしまして、一定の所得のある人——これは今政府も新年度予算におきましては、給与所得者の控除額を1,000万円から1,200万円、またその上のそういった形にして、少しでも税収を上げようという形をとっております。こういう部門、部門、場面、場面でも料金等については今、かなりの改正等がほかにもされております。その辺との整合性をどのように見ておられますか。この3点をひとつお願いします。

○議 長 提出者。

○黒滝松男君 最初の1点目の郵送後のこととありますが、事務局のほうから聞いた話によりますと、その後のアプローチはなかったというふうなことです。（「送ってくる前は」と叫ぶ者あり）送ってくる前も、郵送で来ただけで、その前のアプローチ、その後のアプローチはないというふう聞いております。

それから2番目のこととありますが、引き上げ——ここにちょっと書いてあるんですけど、意見書のほうの下段のほうですか、訪問介護と通所介護は予防給付の90%に当たるというふうなことで、要支援者外しの本質は変わっていないということではないかと思っております。

それから、3番目の質問とありますが、所得の件につきましては、ちょっと私がそこまで勉強しておりませんので、ちょっと詳しくはわかりかねます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」「反対」と叫ぶ者あり〕

まず、原案に反対者の発言を許します。26番・若井達男君。

○若井達男君 発議第17号 要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての

意見書ですが、私はこの意見書の提出に反対するものでございます。まず、最初に私はこの請願意見陳情書の取り扱い、陳情書の中には嘆願書から始まって願い書まで含めるとかなりの数があるわけですが、これらの取り扱いについて若干触れてみたいと思います。

この議案、請願等に関する問題は、地方自治法の第109条の3及び第109条の2の第2項これらに、これは常任委員会というところから始まりまして、この第109条の2の第3項には議会運営委員会が書いてあります。この中に議案、陳情等を審査するということがついております。これはまさに私ども議員に与えられた義務であるわけです。まさにやらなければならないことで、そうした中、今ほど提出者のほうに私は質問をさせていただきましたら、郵送で送られてきたと。前にも後にも何ら音沙汰はないと。姿が見えない、声もしない、こういう陳情ほか書類をどのように扱うかという問題は、大変私は重要な問題だと思っております。

近年——直近じゃないですよ、近年、私が議員になる前からこういう書類等については、議会運営委員会に諮って、書類の配付で済ましているというところが、かなり多くなっております。直近はどのようになっているかわかりませんが、私が議員になる前からこの取り扱いについては、そのような取り扱いのところが多いうふうになっております。

そして、私たちはこの請願が上がってきたとき、そして請願には必ず紹介者が必要だということで、それには大変気を使います。請願者に対する、やはり私もしくは私に限らず、私はそうですけれど心遣い、気遣い、また今度は紹介議員に対するやはり紹介議員のメンツ、そういったものを考えた中に、最終的に請願の採択、中身に入る前にそういったところはかなり、私自身は大きく左右しております。

そんなことで、やはりこの陳情、請願については、手っ取り早いことは総花式——全てのお花ですよ——総花的になるなど。総花的になることが最終的には、住民の皆さんの信頼は得られないぞということを言っております。私も冒頭申し上げましたように、本当に請願者の立場、陳情者の立場、そしてそこに入られる議員の立場を考えたときには、まあ少しぐらいいいでしょうと、目をぱちくりすればいいでしょうというようなことは、多々あるわけですが、今回のこの支援者要請、発議17号、要支援者の予防給付を市町村の事業とすることについての云々については、やはりひとつこれは議会軽視である。

ふだんよく皆さんも議会軽視という言葉が口にされますが、私はそのまま典型であると思っております。本当にこれほど重要なことであつたら、どうして事前に、こういう文書を議会に送らせていただきますよと、届いたかどうかと、ひとつぜひともこの内容についての意見書を関係機関にあげてくださいというのが、私は普通であると——普通ですよ、であると考へております。そんなことで、本発議第17号については、私は反対するものでございます。大勢の皆さんのご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第 17 号 要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書の提出について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、発議第 17 号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 22 閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。議会運営委員長から所掌事務について、各常任委員長から所管事務について、それぞれ会議規則第 111 条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申出があります。

○議 長 お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議 長 以上で本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって平成 25 年 12 月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間、ご苦勞さまでした。

〔午後 3 時 02 分〕